

OUR HERITAGE  
 IN THE  
 CHURCH  
 BY  
 EDWARD BICKERSTETH, D.D.  
 LATE BISHOP OF SOUTH TOKYO

我聖會  
**遺紹之教理**

英國神學博士 故監督 ビカステス 著  
 日本 高橋 五郎 譯



千九百一一年 日本聖公會出版社

## 緒言

本書は嘗て「本聖公會と日本聖公會」と題し明治廿九年二月より日曜叢誌に連載せられ同卅一年七月之を終りしものにして其終末の章「聖公會の聖職」の如きは實に故監督の絶筆なりと謂ふを得べし、本書原文は監督永眠後英國に於て既に出版せられたるが譯文亦更に嚴密なる校訂を経て上梓

せらるゝことゝなれり、是れ一は以て故監督紀念の爲めに、他は以て我が日本聖公會の爲め裨益する所あらしめんとするに外ならざる也。

一千九百一一年四月

目次

第壹章	聖公會……………	一
第貳章	聖公會と信經……………	九
第參章	聖公會と聖書……………	二十三
第四章	禮拜……………	四十三
第五章	聖洗式……………	六十三
第六章	信徒接手式……………	八十九
第七章	聖餐式……………	百〇一
第八章	聖公會の聖職……………	百四十一
註……………		百八十七

# 我聖會遺紹之教理

## 第一章 聖公會

『聖書は神來の典籍なるが故に教會もまた神立の社會なり。』

(監督ライトフット)

ニケア信經に於て我等は使徒たちよりの唯一の聖公會を信すと告白し、又使徒信經に於ては、聖公會を信すと明言す(註第二)。此等の語を右の兩信經中に挿入したる人々の懷抱せる意味たるや明白にして、眞個の疑團を其中に容るべき無し、要するに彼の人々は是れ幾分は天に幾分は地にある神立の一社會を信することを告白したる者なり。

基督教會の此等兩部分の中、其天に屬する者、即ち肉眼に見る可らざる

部分は凡て基督を信じて此世を去りたる人々を悉く網羅す、即ち主の降誕前に生れて、主の來らんことを將來に仰ぎ望める人々をも又主の降臨後領洗の時の誓約を御恩恵に由て忠信に果せし後、主に在て眠れる人々をも兩つながら之を包括す(註第二)。此等救ひ贖なはれたる人靈は尙未だ完全ならざる者なりと聞く(希百來書十一章卅九、四十節)。されば神の創造に係る諸靈覺物と均しく彼等は智識と愛とに益々進歩を成すと信せざるを得ず。然し乍ら彼等の試期は已に過ぎたれば重ねて恩恵の地位を失墜するの虞は無き者とす(註第三)。彼等の常に従事する所は何なるか詳細には啓示せられず、然れども我等知る彼等はキリストに在て恒に神を禮拜しをり、又地上に於ける戰鬪的教會の進歩に關心し、且必らずや之が爲に祈りをらんと(黙示録第六章九—十一節)。地上の教會は、是れ本篤の専ら關する所の者にして、凡そ水を以て洗はれ聖き

三位一體の名に入られたる人々を盡く網羅す、是れ神の創造したまへる世界の中に在りて肉眼に見るべき社會なり(註第四)。而して若干の明瞭なる標識及び特色を以て諸餘の社會より判然と區別せらる。此社會たるや、即ち自家の信仰を有し、自家の組織を有し、自家の稟賦を有し、自家の職分を有す、其信仰する所は、載て聖書の中に在り、約説して信經の中に在り、特別にもニケア信經の中に藏す。其組織は、最後に世を辭したる使徒の生前に於て已に設定せられたる如く、是れ品等を其中に立てたる者なりとす、換言すれば則ち是れ聖職と普通信徒との區別を認むる者にして、更に又聖職の階級中に品級の區別を認む。——其稟賦は性質上獨り靈眼を以て看取すべき者にして、是れ聖靈が教會の會員に聖職となく信徒となく、其各自の職分を盡さしむる爲に授くる賜物なりとす。——其職分は之を概言すれば、三項に分類するを得べし。(第一)主

キリストが自ら教會に啓示し又は其使徒に由て教會に啓示したまへる信仰の道を告白し護持し且之れを金甌無缺にして代々相傳する事、(第二)基督の名に由て清き且靈なる禮拜をなして神を崇むる事、(第三)聖書聖奠を適當に應用し施行して會員の聖行を振作し、且相當の手段を以て門外の人々を招致し以て教會の特權を興かり享けしむる事。但し天上の教會と異にして地上の教會にては惡の常に善と相混するあり、聖洗に於て受たる神予の特權に由て教會に屬する人々も、必ず皆其貴き召にあづかりたるの恩に應ふる所ある者にあらず、或る者は公然惡を逞まじうして、キリストの十字架に敵し、或る者は或は大いに或は少しく基督教徒の交親を離れて分裂の狀をなし、若くは聖奠に與かることを聖職員より禁せられて被絶交者の身分たり、其甚だしきに至りてや、我が信仰の根本箇條を抛棄して全く異端邪説を主張す、固より

主キリストの約束(註第五)に其第二の降臨まで教會が全體としてや鞏固にして永續せんことを含蓄す、而して又實際基督教會は古來各世各代に於て——否な教會の光の最も朦朧たりし世代に於てすらも——地上に正義と仁惠の爲に氣焔を吐ける最大の立證者たりし也、然し乍ら此事たるや決して是れ箇々の人の失墜するを妨ぐる者にあらず、否な此事たるや基督教徒の頗る多大なる地方團體の失墜するをも亦是れ決して妨ぐる者にあらず。

且又五旬節ペンテコステ以來、教會は他の諸社會と均しく其長遠たる行徑上にありて夥多の先例及び經驗を累積し得たり、而して時としては監督會議の解釋を以て、又時としては遲緩なれども均しく満足なる方法、即ち漸々に廣く行なはるゝに至れる習慣及び輿論を以て教義上及び紀律上に許多の疑問を既に決定したり、然るに其等の疑問たるや初代に於ては

合法の定解なしに措かれたる者にして、其討議に附せられたるが如きは、一に偽教師の妄論邪説に起因せるや、少なからざりし也。要するに、一千九百年の歴史を背後に有する社會は、決して是れ其が初代に於て占めたるが如き地位に還ること能はず、其會員は既往幾多の歳月に於ける經驗の段々に疊積し來れる者を嗣ぎ獲て之を有す、是に於てか、又老年耆宿に屬する所の責任を其肩上に擔ふ者と謂ふべし。

加旃、茲に又一重要事件の記憶すべき者ありて存す、他なし、基督教會の各部分は其全體に屬する所の責任を分擔する者にして、又眞實なる意味に於てや、教會會員箇人すらも同じく之を分擔する者とす。此責任は決して廢棄すべからず、斯の如く責任を分擔するの義務は教會會員たる性質中に含蓄せられたる者なること、猶是れ一國の各成分たる團體を始めとして、各市民に至るまでが其戴ける政府の榮辱に責任を有し、

且多少其政治の功過にも責任を有する如きのみ、夫れ斯の如く會員たるは附着する所の責任を一同にて分擔するなれば、亦教會が寶藏として掌れるところの特權をも一同にて分擔せずんば有るべからず、各地的基督教社會註第六、即ち各末教會は本公教會の縮圖的若くは細畫的に反射したる者なるを要す、而して須らく其會員をして教會の首なる神子が聖公會に垂たまへる恩恵と智識を十分に分擔するの機會を得せしむべき也。

我らが屬する聖公會の一支會即ち日本聖公會の第一總會は神の攝理の導に由て一千八百八十七年大阪に開きたり。

我が教會の法憲及び法規は夫の時を以て立定せられたり、其具備せる祈禱書は既に公刊せられ一千八百九十五年の末より使用せらるゝに至りぬ、故に我が教會の組織及び用具は今や頗る備はれりと稱すべし。

ん。是を以て今の時は是れ我が教會の歴史上に緊要なる時代なりと謂ざるを得ず。されば一方に於ては日本聖公會が神の恵に由て、如何ほどまでに聖公會の富裕なる嗣産を相續するを得たるかを考がへ、他方に於ては又日本聖公會が、聖公會の活肢體として神の恩澤に由りて、如何ほどまでに其職分を盡すか、其責任を全たうせんと務めをるかを釋ぬるは、今こそ恰當なる時機なるらめ。

## 第二章 聖公會と信經

前篇にて説きたる基督教會の標識中には教會が確然一定なる信仰を有するの事ありて其一に居れり、是れすなはち載て聖書の中に在り、約めて信經の中に掲げたる者なり。且又教會の首たる神が教會に負はしめ給へる職分の中には、其傳へ嗣げる信仰の道を全たうして自ら告白し且之を全たうして後に傳ふるの義務ありて存することをも既に之を説けり。

抑も教會は神聖なる一社會にして、共通なる信仰の鏈を以て相結合すとの觀念は、基督教會の歴史の發端に於て既に吾人が目撃する所の者なり。基督教會は、其起初に於てや、主の直弟子たち、及び五旬節ペンテコステに聖洗を受て彼等に連なれる人々を以て成立てり。此等の人々につきては聖經



に特記して云ふ、彼等は唯に其所有物を私有するの權を棄て、慈愛を互に盡せしのみならず(註第七)唯に恩惠の要具たる聖餐式、公禱等に努めて出席せしのみならず(註第八)又使徒たちの教訓を受けて自ら堅うしたりと。キリストが其弟子に垂たまひし最後の命令の一部分には我が汝等に命せし凡百の事を信者に教へて守らしめよと宣まへる有り(聖馬太二十八章二十)此命令の成就することを保せん爲にキリストは常に其弟子たちと偕に在らんと約束を加へ給へり。此命令はキリストが時々弟子たちの中に顯はれて神の國の事を説きたまへる其四十日の終に於て與へたる者なり(使徒行傳第一章三節)而して此命令たるや是れ彼等が世間の人々へ傳ふべく當時特に蒙むりたるを其以前に已に蒙むりたる教誨の大意にてありしや疑を容れざる也。此等の命令は爾後に於ける使徒たちの行爲を支配したり。上に説き及

べる經句は即ち是れ十二使徒がバレスタイン諸教會に屬する入教者を訓練指導するに用ひたる方法を頗る明らかに描きたる者と認めて可ならん。且又猶太人と異邦人とを教ふるに勢ひ多少の異同あるを外にしては、異邦人の使徒と其同勞者たちが小亞細亞、希臘、伊太利亞等に立てたる教會にて採りたる方法も之に同じかりし者なるや、毫も疑ふべき理由あるを見ざる也。聖パウロはエペソの教會の長老等に告て曰く、我は神の旨を残す所なく悉く汝等に宣たりと(使徒行傳二十章二十七)哥林多人に向ひては説きて曰く、我が汝等に傳へしは我が受けし所の事なりと(哥林多前書十五章三)而して又彼が羅馬府の基督教徒に書おくりたる語は則ち我が本論中に於て遠からず論及せんとする者に係り、其中には實に左の文字あるを見る也。云く、我は神に感謝す汝等は……其既に授けられし所の教の範に心より従がひたりと(羅馬書第六章

十七、意ふに、異教世界の此等中心に於て使徒たちが採りたる方法は亦是れ各地到る處に於て行なはれたる者なりしや疑を容れじ、之を要するに使徒たちは神より一定明確なる使命を託せられたりと信じ、一に之を完たうして其弟子等入教者に傳ふるを目的としたる也。

但し使徒たちが帶たる使命の一定明確なる者たるの點に於ては尙進んで一言せざる可らざる者あり、時に或は思惟する者ありて曰く、第一世紀間に於ては基督教の信仰箇條は後年に於るほどに然か一定明確たる者に非ざりしと、然れども新約聖書の書翰的なる筆法が此見解を贊する如きも只皮相の觀のみ、此說にして若し單に基督教會の信仰箇條は當時尙未だ後世の如き精密なる言語の式文に編せられざりしと云ふ者ならば、誰も之に異議を挾む者なかるべし、按ずるに新約聖書中の書翰の語を熟讀玩味し來るや、公平無私の探研家は必ず認めん初代

の基督教も其信仰の箇條につきては曖昧の中に棄おかれし者に非ざりしと、新約聖書の著者たちが己れと其受信人衆とに普通なる信仰の實質を説くに方りて、偶爾に用ひたる語(書翰中に用ふる文字は凡て偶爾なる者と知るべし)を考がふるは、甚だ有益なる者なりとす、其中の若干を左に列記す、——信仰の道(加拉太書一章二十三、十字架の教(哥林多前書一章十八)、傳(帖撒羅尼迦後書三章六)、汝に託したる善もの(提摩太後書一章十四)、教會を以て柱とし基とする真理(同前書三章十五)、キリストの教(約翰第二書九節)、聖徒が、一たび傳へられし信仰の道(猶大書三節)、此等の言句たるや、之を用ひたる人々にして自ら宗教上一團の事實及び真理を保有すと信せしに非ざれば、得て用ふべき者に非ざりしや昭々として明かなり、此等の真理たるや如何に奧妙なりしにもせよ、或る點に於ては如何に困難なりしにもせよ、彼等に取りてや十分明瞭に、十分

一定なる者にして、言語に述るを得べく、又人々に教へ授くるを得べかりし也。

聖書翰中の言語にして既に彼が如なれば、我等は更に一步を進めて推斷せんとす、基督教會の創立者たる使徒たちの生前に於て已に基督教の信仰は、人々を誨ふる爲め、又人々の徳を建つる爲に、明確一定なる信仰箇條に約説せられてありしと。此事は上に引きたる經句羅馬書第六章十七節の中に含まれてあるや疑なし、彼處にては羅馬の基督教徒が由て以て其性格を鑄成せられたる一定の教訓法ありたるを記るせば也。又聖パウロの現存書翰中の最後なる者に出たる同様の文に於ては、提摩太後書一章十三、汝が先に我に聞きし所の眞の言の模楷云々と説けるあり(註第九)主イエスが父と子と聖靈の名に云々と規定したまへる授洗語の如きは(聖馬太二十八章十九)多分是れ志願生又は入教者の爲

にせる一切の信經が悉く愜應するを要する模形を示す者と極初よりして汎く認められたりしなるべし。此等各箇の聖身位には其各自の特職を有する文句を附け加ふるを得べきこと著かりき(註第十)——特別にも父たる神の名には加ふるに其天地萬物創造の化工を説くの辭を以てし、子たる神の名には加ふるに其世界救贖の勳業を説くの辭を以てし、聖靈たる神の名には加ふるに其人類聖成の手段及目的を説くの辭を以てするを得べきや、明らかなりき(註第十二)是の如くにして、基督紀元後、第二世紀の終には西部歐羅巴の諸教會には殆んど今日の所謂使徒信經と同形なる者ありて一般に行はるゝに至りぬ。然るに第四世紀に於てや、當時異端邪説の踵を接して起りしが爲に、信仰の要綱を一層詳かに式文もて言ひ顯はすを要し、教會にては尼契亞信經を一般の使用に採用する事となれり。該信經の然か稱せられたるは、其大部分が三

百二十五年のニケア會議にて起草せられ且採用せられしに由る者とす、唯其全體に採用せられたるは四百五十一年に於けるカルセドンの監督會議に於てなりき註第十二。此ニケア兼カルセドン信經は或る特別なる意味に於てや、是れ我が聖公會の信經なりとす。古來全基督教會にて其代表者輩を一議場に會議せしめて後に徧く採用したる者は唯獨り此信經ある而已、されば凡そ第四五世紀の歴史を學び、該の雄大なれども亦困難なる時世に於て基督教會が遭遇したる内外の困難の重大なる性質を認め、然る後當時の大神學者たちが起草したる此の信仰と忍耐の絶好紀念物(即ち尼契亞信經)に目を留むる人々は、當今の某學者が明言したる所の者を過強の辭とは取て思はざるべけん、云く、

「茲に於ては、歴史の表面に顯はれたる所の者の外に尙或る勢力の滔々として徧く働きつゝある者ありき、是れ主の成たまへる事にして我

等の目には奇しとする所なり。」(ゴア著神子降誕論 Gore, The Incarnation of Our Lord.) 惟みるに、此信經中に安置せられたる教義を信持せず、宣傳せざる教會は、何等の教會といふども、正當には普公カトリック或は一統てふ榮稱を戴くを得ず(註第十三)是即ち我等が第一章にて論及せし夫の步履の最も著明なる一例にして、基督教會は其歴史の進行する途上異端左道の猖獗にして疑難を提出し若くは眞理を曲解するに遇ふや、此の步履に由て以て明確に疑問を裁斷したり、尼契亞信經は天啓の眞理を悉皆網羅し盡せるに非ず、然れども教理の最も重大なる者にして、該信經中に論及せる所の者に至りては、該信經の言ふ所は終審たるなり、勿論尼契亞信經に載たる所の奥義は或は代々其意義を愈よ闡明せられ來らん、然れども昔日の紛争に至りては、教會の生命たるキリストの其教會に常住現前したまふ事を疑がふに非ざれば、再び茲に開くこと

を得ざる也。

日本聖公會が第十九世紀に晩く建立せられたる者として相續し得たる嗣産の此重要なる部分に對する地位は瞭然として分明なりと謂ふべし。尼契亞信經は聖餐の執行ある毎に全會衆の唱ふる所となるなり。使徒信經は聖洗の志願者に悉く之を教へ、又領洗の小兒が分別の齡に達せる時に都て之を教ふべし、且毎日の禮拜に於て朝夕之を唱ふ、而して教師の如きは病る者と死せんとする者とに向ひて之を唱へんことを命せられ、且彼等が果して之を信ずるかを尋ねんことを命せらる(註第十四)。されば我等は思ふて此に至るや、我が教會が其附託に忠にして、剩さへ其子女の需に饒かに備ふる所あるを認め、欣然として感謝する所なくば有るべからず。

諸一定明確なる信經が之を嗣有し宣説する人々に向ひて如何に利益を與ふる者なるかと云ふにつきては、惟茲に數言を附記せば足れり(註第十五)。

(一)凡そ誠心實意を以て之を唱ふる者は、輒ち之を唱ふる毎に神の大御前に罷り出る也、而して人生日常の職業や配慮の爲に漸々蒙蔽せられんとする、不見界の實境と事實とを歴々と眼前に望見するに至るなり。之を唱ふる毎に人々は其心中の信仰を口外に告白する者とす、而して此事たるや是れ拯救の雙要件中に於て其一を成就する者とす、故に、汝もし心にて神のイエスを死より甦へらしむを信せば、救はるべしと説くのみならず、又汝もし口にて主イエスを言ひ顯はさば、救はるべしと説けり(羅馬書十章九)。人々自ら信じて之を唱ふれば、唱ふるほど益々奮勵努力するに至るや必ず、是其言語にて告白する所を實ばにあらはすの責あることを深く胸中に感ずるに至るべきを以てなり。

(二)次に該信經は又人々の信仰の天下に一統なるを證すと謂ふべし。是れ普公教會カトリックチャーチに共有の寶たり而して斯る共有の寶としてや是れ神に在て今安息しをる既往百代の基督教徒と地上の萬民間萬國中に於て今眞神に事へをる人々を靈の鍵索もて相連接す。斯る物としてや、該信經は孤立の念を醫する良藥なり、分裂熱を解く清涼劑なり。

(三)更に他の一觀察點より考がへ來れば、斯の如く採納せられ告白せられたる信經は、人々を扶けて神の啓示の種々の部分を均齊に保持することを得せしむ。按ずるに、人々には其自から己れに興味ありと思ひ又は己を特に裨益すと思ふが如き眞理に識らず知らず過度の重を置くの傾向なきに非ず。甚だしうしては他を悉く抛ちて専ら之に私淑せんとするの弊すらも無きに非ず。然し乍ら斯くするに於ては靈心上の損失焉んぞ重大ならざるを得んや。如何となれば觀想と努力とを以て同

化されざる所の眞理は其本色たる感化力を吾人に及ぼすことを得ざる者なるを以てなり。且又此偏重偏輕の傾向を矯正するの事たるや、吾人が信仰の根本元素を悉く網羅する包容濶大の信經を唱ふるに若く者なからんと思はる。是れ恰も衆道の相岐るゝ中心に立つて四方を觀望し、我が國土の富を悉く知らんと欲せば此各道各路を一々に跋渉せざる可らずと回慮する者の如し。斯の如んば幸ひに固陋に陥るを免かれんか。

(四)最後に該信經は聖書を學ぶにも、家に禱るにも、共に嚮導たるなり。教會が聖書に對する關係は次の章に於て之を論せんと欲す。今は只左の一事を擧て足れりとせん。凡そ聖書に就て其興へんとする重なる目的たる靈の糧を獲んと欲する者にして、之に對するに考證家又は批評家たるの姿勢を取らず、信者たるの姿勢を取るを得る者は嗚呼如何に幸

ひなる哉。其信仰を嚮導として聖書を読む者は、他人が窺ひ得ざる神妙の意味や暗示や奥義を自然に領會するを得ん。唯彼等獨り「救ひの井より水を汲む」を得べし（以賽亞十二章三）。神に禱るに方りてや左の大格言は常に服膺するを要す。曰く、禱るの法は信するの法なり（“Lex orandi lex credendi”）。信仰と祈禱は其領分を同うす。正當の信仰は天啓の範圍内に限らる、而して其範圍内に於てや又是れ神が啓示したまへる眞理に基ゐし、眞理に導かれ、眞理に扶けらる（註第十六）。是に於てか教會の祈禱は其信經の爲に證をなす者とこそ成るなれ（註第十七）。

### 第三章 聖公會と聖書

基督教會は一箇の聖社會にして、一種の天啓神の默示を有し、之を以て人々を導びきて神を知るの域に進ましむ而已ならず、實際に衆を益し徳を立ん爲に該天啓の要綱及び眞理は上古よりして一定の式文に編述せられてありきとは、是れ上に論じたる所なり。今此の點に於て教會と其會員が聖書に對する關係を論ずるは蓋し事の順當なる者なるべし。

初め教會には其特有なる聖典たる者あらざりき。勿論舊約の教會の聖經は既に之れ有りて、其中にて眞神の性質を明瞭に教へ、又救世主の將に來らんとすることを預言して有りき。然れども主イエスは其弟子に何の教訓をも書きては授けざりし也。イエスキリストの此世に於ける

甚だ短き傳道事業は己れの後に其教會に領袖たるべく教師たるべき人々を先づ己れに親炙せしめて薰陶し養成するに在りき而して此訓練の成就したる時には即ち是れ天父が委ねし所の事を既に成し了へ給ひし也。弟子たちも亦吾人の知れる限りに於て之を言へば、キリストの在世中は其師の言行を記録したる事は無りき。意ふにキリストの言行を記録したる最も古き文書は多分聖路加福音書の冒頭に舉說せられたる者なるべし。即ち彼處には特記して言へらく、我等の中に成れりし事どもを始より道を親しく見て之に事へたる人々の我等に傳へし如く記述せんと許多の弟子手を着けたるありと(聖路加一章一、二節)聖路加福音書の筆作は今概して凡そ基督紀元後八十年頃に配せらるる者なるが、縦や幾分か之よりも早しとするも、聖路加の此等の語其物もまた是れ基督の復活と弟子たちの記録との間に頗る長き歲月の介

まれる者ありしを暗々裏に示す者と謂ふ可し。且又此等の記録とても、吾人が知れる限りに於ては、未だ基督教會に何等の公然たる認許をも有せざりし者なりき。極初の使徒たち及び其門弟子が以て自から任じたる事業は、基督の道を模範もて、教訓もて、又は(若し必要ならば)苦死もて、天下に弘めんとするに在りし也。著述の事たる暫くが間は未だ彼等の本領内に入らざりし者とす。

然し乍ら基督教徒の團體諸國に殖えて最早使徒たちの直轄に悉くは服せしむる能はざるに及びてや、——而して又基督の再臨が到底其直弟子等の生存中に起るべくもあらざること愈々確かになるに及びてや、茲に其一變したる時勢に應ずるの道を講せざる可らざること明らかに成りぬ。按ずるに、傳説なる者は其れ自身に放任せらるゝに於てや、必ず腐敗せんとするの傾向を有す。此の危険を防ぐために、主キリスト



の言行と教會の創立とに關して一般に垂示すべき正史を編述するに至れり、然のみならず、又使徒たちは特別の困難の起りたる教會若くは重要な聖職に在任する人々を親から臨見する能はざる時は、公文の書翰をおくりて、其都度都度の用件を論したり。

是の如く聖馬太福音書は希百來<sup>ヘブル</sup>基督教徒の爲に編述せられたり、聖馬可及び聖路加福音書は、一は聖ペテロの平生の教誨を載せ、一は聖パウロの平生の教誨を載る者にして、羅馬及び希臘に於ける基督教徒の爲に編述せられたる者と信せらる、而して是よりは三四十年の後、聖ヨハネは、(非常の長壽を保ちたるが故に)更に又天下の福音書を著はしつ、以前の福音書中に未だ見ざるが如き別種の群事跡を基督の生涯上より蒐羅し來り、之に加ふるにそれと相連なれる若干の講話を以てしたり。使徒行傳はすなはち聖路加福音書の續編なりとす。基督教會に其初代

の正史あることは其神たる創立者の詳傳あるに次で緊要なる者たるは識者を俟たずして明白なる也。此時代よりして今日に傳はれる書翰凡そ二十一篇あり、其中十三篇は聖パウロの筆に係り、二篇は聖ペテロの筆に係り、三篇は聖ヨハネの筆に係り、自餘の三篇中二は、主の兄弟と稱せるエルサレムの第一監督聖ヤコブと聖ユダの筆に係れり、其第三たる者、即ち希百來書に至りては、筆作者の誰なるやを詳らかにせず、之を以て聖パウロの伴侶アポロの筆と爲すは蓋し當らすとも遠からざる説と謂つべし。斯くて使徒たち及び其同時代の人々が著はせる此等數十篇の文書は之を結ぶに聖ヨハネの黙示録を以てす、是即ち新約聖書中の大豫言書たるなり。

借此等の文書たるや其筆作者たちが基督教會に占る所の地位に相應する權威を持てる者なることを一目に瞭然たらしむ。此點までに於て

や此等の文書は是れ其正確なるを自ら證明したる者なり。但し其證驗たるや茲に止まる者にあらず。此自任の權威は亦是れ其當時及其以後に於る基督教社會の明哲なる人々が一齊に證明したる所なり。各時代に於る最良なる基督教徒は皆認むらく。此等の文書は皆己れ等が道德上及び宗教上の經驗を正しく闡明する者にして、其載る所は十分に尊信すべき者なりと。第二世紀の基督教會も之を確信したることは、其以後の何れの時代の基督教徒にも譲るなくして、皆常に此等の文書に訴たへたりし也。之に反して、教會の最大なる教師、聖イグナチウス、聖ポリカール、聖アイリニウスの如きも、己れの書きたる論說に是と同様の權あることをば決して主張せざりき。教會の特務は斯く證明せられたる文書を單に纂集するに在りき。而して第四世紀に於る監督會議の決議は竟に聖經の範圍を限定せり。

されば我等は敢て問はん、是等神來の聖書は、箇々の基督信徒之を如何様に用ふべきか、聖社會たる教會之を如何様に用ふべきかと。此答は聖書其物の中に載る所の者を考へ來れば自然に明らかなるべし。簡短に之を言へば、先づ新約聖書は(一)には基督教徒の觀想及び祈念に供すべき好著述なり、(二)には教義の爭論を決するに供すべき教會の標準なり、終極の規矩なり。

(二) 新約聖書は基督教徒のため、に觀想及び祈念の好著なり。抑も基督教徒の生活はキリストに倣ふに在り。基督教徒は其力に應じてキリストの圓滿なる模範を世に輝かさん爲めに、先づ箇々おのゝキリストの體に合す。聖パウロの語を以て之を言へば地上に於てすらも基督教徒は、キリストの居たまふ天に在る物を求むるを要す(哥羅西三章二)―己を其國と榮に召き給ふ神にかなひて歩くことを要す(帖撒羅尼迦

前書二章十二)是より高き標準は何處にか有ん、是より難き努力は何處にか有ん、之に達するの至極緊要なる一條件はキリストの模範を常に觀想し、且キリストの直弟子たち及初代の諸教師の言行を常に觀想するに在るや明らかなり。今は逆も有り得ぬ事なれども、假に臆定をなさん、若し聖書を學ぶの機會を一般に奪はれたるならば何如ん。單に信經所載の事實を算へたるのみにては、其等の事實たる高妙無比なるにも拘はらず、到底其缺を補ふに足らざる也。要するに教會の信經は、我等が已に見たる如く、箇々の基督敎徒が聖書を學ぶに最上の嚮導たるなり。然りと雖ども、信經上の各事實を福音書中の全記事に照して玩味したる時に於て、——各事實が新約聖書に詳らかなる委曲の話に徴して其前後左右の關係を見明らかめらるゝ時に於て、——又事實と敎義との上に兩つながら使徒たちの註解の光が注ぐ時に於て、茲に始めて此等

の諸事實は信者の良心と心性に最も力強く訴たふる所あるを得べく、信徒の行狀を有効に支配すと稱するを得べき者と謂ふ可し。

(三) 新約聖書は敎義上の爭論を決するに權威ある終極の規矩準繩たる者なり。何れの世にも多少は免かれざるが如く、基督敎會の中に其信すべき件々の意味または制限につきて爭論起りたる時は、最後には必ず新約聖書にむかひて訴へすんば有べからず。勿論敎義上に於る新奇の説にして教會の一般の傳來説に悖るが如き者は、聖書を離れて見てすらも、是れ自ら其非なるを告白しつゝある者なりとす。夫れ、信仰の道は聖徒が唯一たび傳られし者也(猶大三節)而して汎く之を謂ふや、教會の持すべき信經は聖グキンセンチウス(S. Vincentius 第五世紀の前半ガウルに鳴れる者)が述たる三重の條件に服せざる可らず、云く、凡ての時、に於て凡ての處に於て凡ての人均しく信じたる者ならずんば有る

べからず、新しき教義を後世に及びて造り出すと云ふことは、是れ歴史を有する宗教の本元觀念と相容れざる者たるを奈何せんや。然し乍ら教會の傳來教説の何たるやに付て議論は尙も起るなきを保すべからず。又は恐らく其争點たる事實や信經中に本來固有しをる者ならんと雖も、前には教訓上にも争論上にも絶て著しくは持出されたること無かりつらん。聖書に訴たふることは何時も正當なる者なれども、斯の如き場合に於ては、唯に正當なるのみならず、又訴へずんばある可らざる義務となる也。斯の如く聖書に訴たへて決したる所の者を獨り終審とす。ニケアに於てや諸師父は、其各々宰ごれる諸教會の傳來教説に訴たふると同じく、少なくとも自ら甘んじて毫も吝かなる無く、且深く信じて聖書に訴たへたる也。

且又人或は問て言はん、新約書は元來教義を講ずる論説には非ず、惟是

れ偶然の需めに應ずる爲に草せる記録及び書翰なるに、如何にしてか斯く教會の爲に萬世遵奉すべき金科玉條たるに適するやと。若し斯の如く問ふ者あらんには、之に對するの答案も亦是れ聖書全體の性質を考がふるの中に存すと謂はざる可からず。天の攝理ありて初代の教會を特に守護したれば、教會の歴史上に顯はれて見ゆる如く萬殊の必需に恒に應ずるに足るが如き文書は幸ひにして萬世の人々の爲に保全せられて存す。彼の四重の福音は我が主の狀相を描寫して至れり盡せり、即ち是れキリストの品性と教訓との各元素及びキリストの生活の代表行狀を十分に吾人の爲に描寫し出せる者とす。斯の如く、使徒行傳は元と定冠詞を使徒の上に具せざりし者なるに徴して明らかなるが如く、使徒時代の詳細なる歴史を吾人に供する者に非ず、實は是れ教會の創立者たるの代表行爲を呈する者なりとす。使徒行傳に於ても使徒

書翰に於ても、俱に極初の福音が古代の世界に於ける各種の代表思想——即ち猶太思想、希臘思想、及び東洋思想——と相接觸し相衝突したる所を描き出したれば、——而して又後世の疑問も議論も別に全然新奇なる元素を加へ來れる者に非ざりしを以て、最初主キリストの生活と言語とに由て垂示せられ、然る後教會の初代に於て應用せられ例證せられたる眞理は、則ち歴代の人衆を將來に長く訓導するに十分なる也。

以上説き來れる所は基督教會が聖書に對して盡すべき職分の何たるかを明らかにするに足れり。

一、教會は即ち、聖書を護る者なり〔大綱二十條〕されば其守護しつゝ、ある寶庫を開きて教會員の自由使用に供せずんば有べからず、猶太人の長處は何ぞ耶てふ問に對しては、聖パウロの答は斷然たる者なりき、曰

く、そは凡の事に於て益おほし、先づ神の訓諭をもて彼等に委ね給へることなりと〔羅馬書三章一節〕吾人の知る如く實際該希百來聖書は成丁のイスラエル人が學びし而已ならず、亦猶太の學校に於て規則たゞしく年少の弟子に教へたる者なりき、而して必要の起る毎に希臘語に翻譯せられたり、此點に於ては、基督教會も亦猶太教會の特權と義務とを均しく承け嗣げり、即ち基督教會は舊新兩約書を俱に委託せられたるのみならず、又其本文を全たうして譌謬に陥らざらしむべき義務を有し、且其會員をして或は原文に於て或は翻譯に於て、咸悉く聖書を讀ましむるの措置を施さすべき責任を有す、基督教會の初期に於てや幾百年間毫も此點に狐疑の痕跡あるを見ざる也、〔近今羅馬教會に於て爲す所の者は古代の慣例を外れたる者と謂ふべし〕但し此第一の義務とは第二の義務甚だ親密に相聯なれり。

二、教會はまた「信仰の道に就ての争論を治むる權あり」とす(大綱二十條)而して前にも既に明かなるが如く、此の權を行用するに當りてや、教會は聖書に訴たへざる可らず。或は古代に行なひ得られし如く、基督教會全體の代表者衆が相會議して事を決するにもせよ、或は諸國民の總會が相集議して事を決するにもせよ、或は又世々に神の聖靈が其後に喚おこし給ふ名士の指導下に在て輿論を教會全體の中に形成して何事を決するにもせよ、凡て教義の件々に於ては、團體にもあれ箇人にもあれ、聖經の斷案に服従することを以て大則となさずんば有るべからず。此事は第四世紀の監督大會議に於て議場の真中に聖書を高く机上に安置したるの例に最も著るしく顯はれて見ゆ。而して又斯る服従は則ち使徒たち自身の口氣および教誨と正に相諧ふ而已ならず、又是れ夫の最も多事なる際に於て教會の精神を指導せる師父たち及び神學者

たちの口氣と教誨とに全く相符ふ也。さはさり乍ら此服従の範圍は餘りに遠く推ひろむべからず、是れ重に信仰の件々に限るを要し、其他基督教徒の生活中直ちに聖書に明文ありて規定せる者、若くは初代教會の慣行と併せ考がふれば眞箇に嚮導となすに足るが如き者に限るを要す。此等慣行につきては後章に至りて其若干を詳論するの機會あるべし。但し斯の範圍内には、教會組織の細節や典禮儀式の小目や、公禮拜の順序を包含する者に非ず、此種の件々に於ては、箇々の基督教徒は、一致のため秩序のため、公益のために、己が所屬派の教會の條例に服従するを以て義務とす。但し各分派の教會に於て皆同一の慣例を守ることが固より必要なる者に非ず。

斯の如く基督教徒は聖書に循がひて教義上の争論を決するの義務あるのみならず、亦各信徒には聖書を研學する權理ありて存すとは雖ど

も、此權理若くは義務たるや、是れ固より基督教徒は、團體として若くは個人として、自ら聖書を研究し以て自家の信仰箇條を全く新たに形づくるの義務ありと主張する其義務若くは權理とは、霄壤の差ありて到底同日に論すべき者に非ず。此説は最近三百年間に廣く行なはれたる者にして畢竟是れ其以前の世紀に於て羅馬教會が主張したる權力の非常に過大なりしに對する反動なる而已。然し乍ら人間の能力は全く斯る大負擔に堪へざる而已ならず。亦斯る觀念は是れ教會が創立せられたる始末及び聖書が段々に増益し且結集せられたる由來吾人が前に論せし如きと全く相容れざるを奈何せんや。斯の如き方法若し是れ神が各基督教徒若くは各地方教會をして由て以て信仰箇條を自ら獲得せしむる所以の普通方法なりしならば、第一世紀の信徒は、勿論新約聖書の未だ一冊に編纂せられざる前に棲息せる者なれば、後世の信徒

に比すれば、最も重大なる不利の地に立てる者と謂ざる可らざらん。實に此事たるや該主義に依れば是れ各信男信女の最第一なる義務と謂ふと雖も、第十五世紀に活版印刷法の發明せられて書籍の夥しく世間に殖えたる迄は、殆ど一般に絶大の困難に遭遇したるならん。此謬見は宗教改革後北歐羅巴に宗派の妄りに殖えたる主因となりしを以て特に遺憾の大なる者とす。況んや是等諸宗派の過半は其代表者を東洋に有するに於てをや。之を要するに基督の體の一枝として、各箇の基督教徒は、基督教社會内にて己れに先だてる人々より教會の信經てふ無價の重寶を獲て之を嗣有す、而して聖書をば信經の指導下に之を學び、信經をば聖書の光明下に之を學ぶなり。我等が究め得たる所の眞見解は斯の如し。

最後に臨みて、聊か茲に本題目に關する日本聖公會の地位及び慣行を

陳べんとす。基督教會の何れの部分も聖書を其會員に研究せしむるに我が教會の如く十分周到なる備をなせるものなきは我等の真正に感謝して措かざる所なり。日課表上に於ける日誦聖語、聖節特別聖語、聖餐式に誦ふる使徒書翰及び福音の拔萃、古への以太利亞教會及び中古の英國教會より我が聖公會に嗣げる者、毎日一部分づゝを誦ふる詩篇(即ち是れ基督教會が舊約より借りて之を讀むに新約の深き意味を以てしたる者)並びに説教及び問答(牧師及び教師に命せられある者)、凡そ此等の者は、若し程よく用ふるならば、教會の諸信徒をして聖書に籠れる眞理を十分に學ばしむべき準備を具足すと謂ふべし(註第十八)。我等もし毎降臨節の一週間に唱ふべく命せられたる祈禱を常に日々に唱ふるならば善からん、即ち我等は靈の糧たる神の御言を、讀み周到に學び、且味ひて靈魂の營養となさしめ給へと祈らん(降臨節第二主日の特禱

を見よ)。



## 第四章 禮拜

『聖潔なる祭司の爲にする靈の家』(聖彼得前書二章五節)

(改正英譯傍揭異譯)

基督教會の職任たるや、信仰の道を防衛し且相傳するの外、更に又第一章に明言せし如く、基督の名を以て清き且靈なる禮拜をなして神を榮よぶむるに在り、聖書及び聖奠を適當に應用し施行し以て會員の聖行を振作するに在るなり。聖書の明訓を活用するの事につきては既に十分に意見を吐露したるあれば、本章に於ては禮拜の事を一般に講究せんと欲す、聖奠組織を更に詳論する事に至りては之を次章に譲るべし。抑も禮拜と稱する者は此の世の事に専ら心を留むるにより又哲學者中無神の説を逞ましようする者あるによりて枯死せしめられざる人心

には固有なる自然の天性なり(註第十九)然らば全能なる天帝—猶太教及び基督教にて教ふる所の神——に向ひて禮拜を呈する其意味及び其目的は何ぞや。按ずるに、禮拜と云ふ語は廣き意味に於ても又狭き意味に於ても之を用ふ、廣き意味に於てや是は——犠牲讚美若くは感謝を呈するにもせよ、罪を告白するにもせよ、福を祈るにもせよ、——凡て至高者の寶座に近く所の擧を悉く網羅す。狭き意味に於てや是は此等の目的中獨其第一なる者即ち犠牲を懷いて神に近づくに限るなり。此等の用法は兩つながら正當の者とす然し乍ら禮拜と稱する名に愧ざるが如き禮拜は、必ずや罪の告白及び福の祈求に止まらずして更に夫の一層高き程度にまで進み、禮拜者は神を至高者至尊者として恭敬し、靈魂は感謝と讚美の聲を以て其極衷の信念と極深の感情を吐露せざんば有るべからざる也。然るに人心の私に偏するや此事を動もすれば

忘れたらんとす。人々は其禮拜の時間を以て單に神より祝福を受つゝある時間と爲す、而して造物主たり天父たる神に其宜く呈すべき者を呈しつゝある時間とは之を認めざる也。是の如く吾人は此下土に於て従事すべく許されたる至高の擧に自ら興かるの榮を失はんとし、神にむかひては其最も我等より受くるを悦びたまふ最大の供獻を忽諸に附し去らんとす。

次に基督教の禮拜は神の性質と目的とがイエスキリストに於て顯はれたる所に基ぬす、而して其之を呈するや既に天に昇れる救主としてイエスキリストの中保に頼りて之を神に呈す、斯る禮拜は教會即ちキリストの體にやどる神の聖靈の感動と幫助とに由りて始めて能くすべし。之が格言及び總持には曰く、基督に由て我等二者一つの靈に在て父に近づくことを得るなり(以弗所書二章十八節)。されば此觀念中に含

まれたる條件の孰れの一點をなりとも犯す者または怠る者は基督教會に於て眞正の禮拜とは稱すべからず例へば救世の經綸中に於て如何に尊き地位を萬福なるマリヤに與へられあるにもせよ彼の女にむかひて讚美を呈すべからず彼の女の名を顧んで禱る可らず斯る行事の形迹は新約聖書の中に於ても古代の公禮拜式中に於ても絶て見ざる所たるなり他の諸教會に於て斷然反對したるにも拘はらず羅馬教會に於て此弊風を獎勵し且今も獎勵して止まざるは慨歎すべき事と謂ふべし斯の如く亦聖餐に用ふるパンと葡萄酒にむかひても禮拜をなすべからず此等の物は神恩の媒介たる者及び保證たる者としてや固より最も肅んで恭しく授受するを要すと雖ども其聖成せられたる後に於ても其依然として尙受造の物なることは以前に毫も異なるなき也。

斯の如く禮拜を眞神の一に止むる事は舊約の全主義と相符合し又天國の禮拜につきて吾人が暗示せられたる所の者と相冥合すと謂ふべし基督教の爲に豫備の任に當りし猶太教に於てや一切の禮拜は凡て獨一の眞神即ちアブラハム、イサク、ヤコブの事へたる契約の神にむかひて呈したる者なりき而して此原則を犯せる爲に國民は嚴罰を加へられたるありき(申命記四章等)而して又天に於ける間斷なき禮拜につきて吾人が垂示せられたる微光に於ても禮拜の唯一なる中心は神と羔の寶座にして茲より生命の水の河流れ出づと云ふ他語を以て之を言へば則ち聖三一の神獨り禮拜の目的物たるなり(默示錄第四、五章、十二章一節、參照十九章十節)。

且又基督教の禮拜も本源たる無始無終の父神の玉座に達せずしては止むべき者にあらず固より初よりして基督教徒は祈禱に於ても讚美

歌に於ても主イエスの名を頷たるありき。使徒行傳七章五十九、九章十  
四、羅馬書十章十二、又初代の教會に於ける朝禱讚美歌、至高處には榮光  
を參觀せよ。而して又中古より今日に傳はれる最も著明なる讚美歌中  
には、神の聖靈にむかひて歌ひたる者もありて存す。例へば長老聖成式  
に用ふる「來れ創造主なる聖靈」と云ふ讚美歌の類是なり。斯の如き舉措  
は聖子と聖靈の全然神たることを信する普聖公會の信仰に稽がふれ  
ば、正當なる者たるや論なし。然れども理に明かなる基督教徒より之を  
見れば、是れ實は聖子若くは聖靈にて終るべき者に非ず、此等は、縦や然  
か明言せられざるにもせよ、例へば左の如き句——「父と聖靈と俱に活  
き、唯一つの神として宇宙を治めたまふ、又は、父と子と俱に拜み崇めら  
れ」——を以て各々之を補ふべき者とす（註第二十）。偕基督教禮拜の本色  
は斯の如き者なれば、各基督教徒は之に與かるの權理を有す、また此權

理を實行することは基督教徒の義務なりとす。基督教徒は洗禮を施こ  
され、信徒按手を授けらるゝや、進んで神の「祭司」たる者の群中に容るに  
至る（聖彼得前書二章五）而して其身分たる既に是の如きものなれば固  
より人をして己れの職分を代理せしむるを得べからず。公禮拜に關す  
る牧師長老等の特有職分に至りては、後章に於て之を指示するの機を  
得んことを期す、されば此には只左の謬見を指點警戒するを以て足れ  
りとす、曰く、神が牧師長老等を任命したまへる所以は、普通の基督教徒  
をして其が基督教會に祭司たるに屬する重大の職分及び高尚の責任  
を幾分たりとも、免かれしむるに在りと思惟するは大いに謬まれり。之  
に反して基督教徒は各々神にむかひて己れの罪を告白し、又其兄弟の  
罪を告白するを要す、各信徒は己れの需と兄弟の需とに循ひて神に求  
めざる可らず、各信徒は紀念の謝恩的獻祭（聖餐）と讚美と感謝とに自ら

與らざる可らず、公私ともに自己の禮拜を神に呈せざる可らず(約翰第一書一章九、腓立比四章六、哥前十章十六、十四章十六を見よ)何物も彼をして此義務職分を免かれしむる者は非ざる也(註第廿一)。

且又禮拜の務たるや同禮拜者と相與にするに非ざれば、箇々の信徒に於て通例之を全たうするを得ず。是亦古へのイスラエル人民中に於て明らかに教へられたる所たるなり、即ち一年に三回イスラエルの男は皆神の擇びたまへる處にて神の前に出づべかりき(申命記十六章十六等)早くよりして朝夕の獻祭は設立せられ、而して此等の獻祭と相聯なりて神の特別擁護(現前)は約束せられてありき(出埃及記二十九章三八——四十三)聖詩篇は元はイスラエル人民の祈禱に用ひたる書にして、其中には特に公禮拜の爲に作りたる讚美歌多し。該人民がバビロンより歸りて後は、凡そ猶太人の住する處に悉く會堂の設ありて、聖詩篇

中の讚美歌を唱ふることは通常の禮拜に重なる部分と成りき。然のみならず、衆信徒相合して禱ふことは基督教會の創立と時を同じうしてありき。主イエスの御約束は二三人、わが名のために(聖馬太十八章十九、參觀授洗式語、聖馬太二十八章二十、使徒行傳八章十六等)集まれる處に我も其中に在るへしと云ふに在りたり(註第廿二)されば、使徒行傳の初に於て既に最初の信徒は、恒にパンを擘くことと祈禱とを務めたりと説けるありき。是れ上に既に引きたる句に於て我等が見たりし所ならずや(使徒行傳第二章四十二)是より少しく下りてや希百來基督教徒は其集會を廢るなからんとを命せられたり(希百來書十章廿五、參觀哥羅西書三章十六、提摩太前書二章一等)最も古き基督教文書にして聖經外に於て今日に遺れる者例へば、使徒訓及び殉教ジャスチンの「護教論」の如き文籍に就て之を窺がふに、禮拜出席は基督教徒たる者の義務の一

部分なりしが如し、而して又總督プリニが、棄教せざる基督教徒を如何に處分せんかと、羅馬皇帝トレージャンに指令を乞へる伺書中に説ける所も、亦是れ期せずして自ら符合す。是に由て之を觀れば、家庭の禮拜にもせよ、教會の禮拜にもせよ、出て列なることは是れ各基督教徒の義務(の一部分)にして、キリストの體に肢たるに必然伴ふべき者と謂はざるを得ず。若し之を怠るならば、惟に神にむかひて務むべき事を盡さざるのみならず、又其同胞たる基督教徒にむかひても禮拜を相俱にして彼此互に鼓舞することを廢するなり。

勿論此の義務を毫も遺漏なく盡すことは容易の業に非ず。一心に肅んで之を盡すに於ては、其時を以て特に乞て獲るが如き慶福を禮拜者に來すのみならず、同時に亦大歡喜と平安とを其人に與ふる者なり。然し乍ら外よりも内よりも均しく我をして之を怠たらしめんとする恐や

實に夥だし、冷淡及び世慾は極めて普通の事なれば、長く茲に描寫するを要せず、而して夥多の人は自然と人生の事務に忙がはしければ、大いに努むるに非ざれば、身邊に纏はる煩累を脱すること難し。搗て加へて亦已に上にも言ひし如く時に或は禮拜を誤まり或は不信仰に流るゝの恐なきに非ず。是に於てか教會は斯の困難なる義務を盡さしむるに助となるが如き有ゆる手段及び防備をば其會員の用に供するを古來其義務の一部分と思惟したる也。

斯る幫助の中には公禮拜に用ふる一定の祈禱文ありて其一に位ゐせり。斯る祈禱文は主イエスの在世中猶太人民の間に一般に行なはれてありき、意ふに猶太會堂の祝福(註第廿三)及び祈禱が用ひられつゝありたる時に主イエスも亦必ず屢々出席したまひしなるべく、而して其自ら作りたまひし祈禱には此等當時の祈禱文中より取りたる者も少な

からざりしなるべし(註第廿四)羅馬の聖クレメントが使徒時代の終を告たる頃に書たる書翰を按ずるに、特に基督教的なる祈禱文は初代に於て聖餐式の執行に用ひられたる祈禱中より纂め成せし者なるを察知すべし(註第廿五)而して又東部教會の諸禮拜式文に皆均しく同様なる一般特色が顯はれて見ゆるは、即ち是れ聖餐式文の綱目が已に使徒たちの認許を経て草せられたる者なるの明瞭なりとす、但し細目に於て彼此種々に異同あるを稽がふれば、使徒制定の一禮拜式文か當初にも存在せざりしことは明かなりと謂ふべし。

されば基督教會の各派に於ては、宜く公禮拜のために其各自の事情の要する如き禮拜式文を制定すべし(註第廿六)勿論之を制定するや新約聖書及び古禮拜式文に於て垂示する汎則に基るるを要し、且之に加ふるに單純にして而も十分なる法典若くは條例を設備するを要す(註

第廿七)其外に在て外部の幫助たる物は、一には相當の會堂なり、斯る建物は獨り神聖なる禮拜用に供するのみにして、決して他途に使用すべからず、而して其形と其裝飾とは俱に敬虔の念を喚起するが如き體裁を擇ぶべき者とす、——二には各般の神聖なる紀念を載たる曆書を編製すべし、——三には相當なる容儀を規定すべし、例へば祈る時には跪くが如き、讚美する時には立つが如き、イエスの名にむかひては頭をさぐるが如き是なり(註第廿八)凡そ此等の事は皆固より心の覺悟に較べては遙かに輕しと雖ども、吾人は經驗に由て亦此等の事がそれ〴〵貴ぶべき者なることを學べり、宜なる哉、リットン博士の言、云く、宗教は、人其物の如く、美しき靈が肉の體に幕寓する者なり……宗教は目に觸る物を以て目に見えざる物を宣布す、耳に落る所の音樂を以て永遠の和諧を前表す、宗教は確かに是れ形のみなる者にあらず、如何となれば人

類は禽獸に非ざれば也、宗教は亦是れ靈のみなる者に非ず、如何となれば人類は天使に非ざれば也、宗教は人類を其實狀に應じて遇す、即ち人間の卑き能力を徵發し來りて人間の高き能力を裨益す。

但し我が教會は聖書及び古禮拜式文に於て示されたる此等の原則に如何ほごまで率由しつゝあるか、又此等の點に於て如何ほごまで厥の義務を盡しつゝあるか、是れ茲に一考するを要す、勿論教會の精神及び行爲は祈禱書を以て其重なる證據とす、祈禱書は是れ古書にして又新書なる者なり、祈禱書は猶太の大立法家モーセの時より今日に傳へ來れる聖書を屢々引くのみならず、又基督教會の殆んど一切の時代よりも今日の時代をも含みて、それ〴〵學び獲たる所あるなり、但し斯の如く祈禱書の編纂には許多の源流ありて各自に供給する所ありたれども、其中には併し乍ら聖父聖子聖靈たる全能の神に呈する祈禱若くは

讚美の外には他に何等の祈禱何等の讚美をも掲載すること無し、祈禱の大半は中保者たるキリストの御名を以て聖父たる神に上まつる者に係れり、但し歎願の十中八九及び特禱の三篇註第廿九は直接に主イエスキリストに上つる者なり、聖職按手讚美歌に於てや、已に論及せし如く、長老に任せらるべき者のために、直接に聖靈を籲求す、此等の諸點に於て我が教會の祈禱書は夫の基督教禮拜の大原則たりと我等が學び知りたる所の者と全く相符ふと謂ふべし。

然のみならず、我が祈禱書には基督信徒たる男女が祈禱を以て神に近づくの特權を普通に享有することを最も明かに認めたり、勿論聖別及赦罪の如き若干行爲をば専ら之を長老に委ぬと雖ども、全篇中毫も虚偽なる祭司主義あること無し、例へば長老の言ふ所又は行ふ所は即ち全基督信徒の精神を發表する者と爲すが如き是なり、決して之を以て



全會衆の禮拜に代用すべき者とは爲すに非ず。祈禱書中の祈禱及び讚美は悉く全會衆の名を以て神に上つる者にして其全體中の頗る大なる部分は全會衆一同の唱ふる所に係り、又は信徒と會師と相和して唱ふる者に係れり。且又其祈禱の文たるや、主禱文の然るが如く、單に各人をして、己れの需のみを考へしむる者に非ず、亦其兄弟の需をも考へしむるやうに書なせり。神に對して「我等」なる複數を用ひたるに注意せよ。斯の如く我が祈禱書には俗信徒の「亦祭司たること」を最も明らかに認めたり。之を要するに普通の禮拜に於て衆心の一致を全たくするには何の設備か之よりも周到なる者あらんや。

然のみならず、祈禱書中に規定したる所の者は襁褓より墳墓に至るまで都て基督教生活の全體を網羅す。嬰兒はキリストの體に接枝せられ、幼童は基督教の温氣中に教育せられ、成丁は信仰を自ら告白して、聖靈

の恩に按手(堅信)せらる。且又毎日の禮拜(註第三十)及び屢次の聖餐は俱に均しく分別の齡に達したる信徒を恒に教誨し保維し、之を導びきて悉く神に近づかしむるを期す。而して一家の出來事にも一國の出來事にも俱に神の祝福を願求す。唯に是のみに非ず、又祈禱讚美等の口氣たるや、端嚴に加ふるに熱心を以てし、單純に加ふるに深奥を以てす、而して徹頭徹尾秩序と進歩を保持するを維れ計るなり。此等の秩序と進歩たるや恭敬なる人士が皆達せんことを希ふ者なれども、祈禱者が其場にて頗る唱出する長き祈禱に於ては殆ど之を望む能はざるを奈何せんや。然のみならず、祈禱書全體編纂の目的は炳然として終りまで一貫せり。上に已に言ひし如く、勿論公會問答、聖語朗讀、及び説教等によりて信徒を誨ふるには備はれるありと雖も尙祈禱と讚美と聖餐を以て、會衆を恩恵の寶座に導びくを以て一層重き事とす。

最後に、祈禱書は、何處にても用ひて時に或は功あるべしと雖も、先づ教會堂にて用ふるを正當とすれば、教會員の喜捨に富るや必ず全能者の禮拜に愧かしからざるが如き恰當の會堂を經營するならんことを期す。日曜日を守るの義務は明らかに認められて存す(註第卅二)。禮拜の次第は聖齋節の曆書に准がひて規定したる者にして、其大體に至りては基督教會に最も古くより行なはれたる者に係る(註第卅二)。而して又使用規則ありて百事を指定すれば、禮拜者中に行動と遵守の大凡なる畫一を全たうするに足れり。

之を要するに、此等の諸點を熟考し來れば、日本聖公會は新約聖書の原則に基き、又既往百代の最良相傳に基きて、其會員の爲に禮拜上の需めに十分既に備ふる所ありと謂はざる可らず。日本聖公會及び其他之と相交通する諸教會に於ては、祈禱書を以て無價の重寶とす、之が爲には

寔に全能の神に感謝するを要す。祈禱書も亦人間の諸作と同様に改良を容るべき者なるや論なし。然し乍ら何等の變改も今輕々しくは試むべからず。教會の各信徒は肅んで之を用ひ、深く之が精神を體するを要す。實に此祈禱書たるや教會の各公禮拜に勿論必ず携さふべき者とす。而して家庭に於て禱るにも此書の大部分を用ひなば、利益蓋し尠少に非るべし。

## 第五章 聖洗式

『聖奠は都て是れ神が吾人を永生に導びきたまふ強大の器具たるなり』(フリーカ)。

基督教會は常に天啓の眞理を守護し教誨することを其首長たる神より委任せられ、且一般に全能神の禮拜を世界に維持することを委任せられたるのみならず、之に加ふるに又厥會員の箇人的及び團體的生活を兩ながら影響する若干の外部禮典を執行することを附託せられたり。

萬福なる聖三一の第二身位にまします者は、人類を救はんご欲したまふに當りてや、單に靈力を人々の心に振ひ及ぼして之を成したまひしに非ず、又自ら肉體と成りて此世界上に人間の生活を遂げたまひつ終

には其既に取りたる人性を死に由て神の妙榮光中に擔ひ入れて、之を成したまへり。是を以て基督教徒は、謹んで惟みるに、其既に基督と厥の復活の御生命に於て合體したる者なるが故に、吾が身と其全生命とは即ち神に屬し神の現在を以て神聖にせられたる者と今より常に考がへずんば有るべからず。彼等の生命は天に昇りたまへるキリストの中に神に在りて隠れあるなり。是故に教會に於て斯く人生の斯の神聖なる品格を其萬般の關係上に維持するに功益ある若干の表號及び儀式を保有することは、基督教の全性質と善く符ふ者と謂ふべし。

此等若干種中に於てや、福音の二奧義、即ち二聖奠(註第卅三)ありて尤も著明なる地位を占む。是れ幾分はキリストの親から設立したまひし者は此等二式なるに因り、又幾分は基督教徒の特權としてキリストに在りて神と合體するの賜物は此等二式の専ら與かる所とせらるゝに因る

者とす。此神來的新生命は洗禮之を人間に設定し、聖餐之を人間に維持す。神と交はるに必須なる赦罪は則ち此等兩禮典にそれぞれ相密着して離れざる者なり(監督ウエストコット師の語に據る)(註第卅四)。

本章に於ては、基督教洗禮の性質を詳かに講究せんと欲す。

聖洗式の外部表號は則ち水なり(註第卅五)。之を執行するに唱ふる辭は「父と子と聖靈の名に」云々すと云ふに在り(註第卅六)。該式の特功は、既に言ひし如く、キリストに在りて新たに生るゝに存す。而して赦罪は之と離れ難き關係を有す(註第卅七)。

聖洗の典禮は歴史の綿々たる證言に據れば、五旬節ペンテコステの日よりして教會に執行され、來れり。聖書の中に之が創設及び之が意味を説ける文句は甚だ多くして且明瞭なる也。其中の重なる句々は此に之を引くを以て蓋し便なる者とせん。

『誠に實に爾に告ん、人は水と靈とに由て生れざれば、神の國に入る  
こと能はざる也』(聖約翰三章五、註第卅八)。

『是故に爾曹ゆきて萬國の民にバプテスマを施こし、之を父と子と  
聖靈の名に入て弟子とせよ』(聖馬太二十八章十九、註第卅九)。

『爾曹おのく悔改めて罪の赦を得ん爲にイエスキリストの名に  
よりてバプテスマを受けよ』(使徒行傳二章三十八)。

『今なんぢ如何で緩ふべけんや、起て主の名を顧び、バプテスマを受  
けて、其罪を滌ぎ去るべし』(使徒行傳二十二章十六)。

『イエスキリストに合んとてバプテスマを受し者は、則ち其死に合  
んとて之を受けしなるを爾曹知らざるか、故に我等は其死に合ふ  
バプテスマに由て彼と偕に葬むらるゝはキリスト父の榮に由て  
死より甦らされし如く、我等も新らしき生命に歩むべき爲なり』

(羅馬書六章三、四、註第四十)。

『爾曹は皆キリストイエスを信するに由て神の子となれり、そは凡  
そバプテスマを受けてキリストに入れる、爾曹はキリストを衣た  
る者なれば也』(加拉太書三章廿六、廿七)。

『爾曹バプテスマを受て彼と偕に葬むられ、亦死より彼を甦へらし  
し神の大能を信するに因て彼と偕に甦らされたり』(哥羅西書二  
章十二)。

『かれは我等が行なひし所の義き功に由らず、唯その矜恤に循がひ、  
重生の洗と聖靈に由て新たにする事とを以て我等を救へり』(提  
多書三章五)。

(並に又哥林多前書六章九——十一、十二章十三、以弗所書五章廿五、  
廿六、聖彼得前書三章二十一等及び其他の箇所を參觀せよ)

以上列舉し來れる諸文章の意義たるや決して曖昧模稜なる者に非ず、皆洗禮が單に神佛其他の教法と區別する徴證たる者に非ずして、全く恩惠を傳ふるの要具たることを主張し、又其與ふる恩惠が新生命てふ最も奧妙なれども亦最も眞實なる賜物たることを主張す、此新生命は即ち是れ主イエスが人々に與へんとて此世に臨みたりと告げたまへる者也、聖約翰六章三十三、十章十等、而して之を予ふるは聖靈の任なりとす。勿論人は人類の一員としてや自然に第一のアダムと相合體す。然るに聖洗に於て人は新たに生れて第二のアダムと相合體す。自然の態に在てや人は神に贖なはれたる部類に入る能はずして必ずや之が範圍外に立つ耳、聖洗に由て彼は斯の贖なはれたる宗族内に入るを得せしめられ、之が一切の特權を享受するの權を獲得す。自然に神の目の前に於てや人は——罪に染れる人間の一員として、且は又恐らく自己の

犯せる罪に由て——有罪なる者なり。洗禮を授かるに當りて人は神の赦宥の充足れる者を受く。再びガラムの監督ウエストコット師の語を引かんに、洗禮に於て神は——聖典禮を以て表する埋葬と復活とに由りて——基督に活くるの福を饒かに人々に賜ふなり。

然のみならず、聖洗禮の意味と功德とにつきて直接に聖書の中に説かれたる所は、使徒たちの書翰の總口氣を以て亦著るしく左驗せらるる者あり、特別にも勸諭と警戒とに於て然りとす。使徒書翰の教ふる所に依れば、基督教會は猶太人種に取て代りし者なれば、該人種の權理及び特權を悉く相續したりと謂ふべし、……洗禮に由て基督教の契約に入りたる人は皆使徒書翰の筆法に於ては聖徒なりとす。彼の哥林多教會信徒等の悖行敗徳を以てするも此の權理を沒收するなかりき、監督ライトフット腓立比書第一章一節註説、是故に使徒書翰中に在りてや基

督教徒が墮落及び悪行を戒めらるゝは、單に斯る行爲が神意に悖ると云ふの一般理由に基くするに非ず、單に斯る行爲が神の震怒を招くと云ふの普通根據に本づくに非ず、使徒行傳第十七章三十及び三十一節にて不信者に告げたる所の語を對照し見よ、是よりも幾層強き道理ありて之が爲に存す、即ち督教徒若し斯る行爲を爲すに於ては、是れ神が賜へる恩恵を忽諸にし、神が悦んで宿りたまふ聖殿を褻瀆す者なりと云ふ、是なり、又聖潔の徳を勸むるの事も、是と同様に督教徒が高尙の身分及び特權に愧ざる言行を爲すの義務ある所より生じ來る者とす、(羅馬書六章全部、哥林多前書六章の議論總體を見よ、又以弗所書四章一、哥羅西書三章一——七、哥林多後書六章十四——十八、希百來書十章二十六——三十一等を參觀せよ)、斯る言語及び斯る勸諭は皆是れ聖洗に於ける神の賜物の眞實なることを證す、而して其證たるや間接にして

使徒たちの一般なる言語及び思想中に籠れる者なるに因て、殊に又確實なる也、若し然らずとせば、此等を忽諸にするも世の未信者に比して別に重大なる罪を蒙むることも無るべけん、聖洗を授かりたればとて、特別に聖潔を勵むの精神も生ぜざらん。

斯の教義は初代に於て東部西部兩教會の師父たちが數百年間一貫して齊しく唱へたる所なりき、何等の議論も該件に關しては絶て起らざりしと見ゆ、此等諸師が言説の明瞭且つ斷乎たる者なるや、恰も其言ふところは督教會に於ける通常の信仰の一部分にして、衆の均しく信受せる者なるが如き觀を呈せり(註第四十二)。

斯の如くバルナバは(聖保羅の同伴者なるバルナバには非ざれども、兎に角使徒等と世を同じうせるに違なきバルナバは)其今日に傳はれる書翰中に書して云く、我等は罪と汚穢充ち満ちて水に下り、善果充ち満

ちて水より上れり」と(バルナバの書第十一章)又ヘルマス(Hermas)は其書「牧者」を著はせし年代は得て精しくは知べからざるも、第二世紀の末よりは遅からずとせらるゝ者なるが、該書中に明言して曰く、凡そ人は神子の名を奉ずるまでは死に定まれり、然れども該印證を受くるや死を脱れて生に移さる。該印證とは則ち水にして、人々は死に繋がれて之に下り、生に移されて之より上り來るなり、「牧者」の譬喩第九の十六章。又第二世紀の基督教會に教師として卓越し、終に殉教の死を遂げたる聖ジャスチン(St. Justin)の如きも、羅馬帝に上つれる其護教論中に特書して曰く、凡そ我等が教ふる所の眞實なるを信じて、之に適ふ生活をなさんと欲する者は、我等之を水ある處へ携へ、我等が嚮に新たに生れしめられたる如くに之をして更生せしむ、即ち其人々は天地の主なる聖父の名と我等の救主イエスキリストの名と聖靈の名とを以て水に洗は

るゝものとす」と(護教論)。又夫の神智宗(ノスチツク)或は智識宗と稱する異端を大に辯破したるアイリニウスは、神に向ひて新に生るゝの事たる洗禮(云々)の語をなせり(第一篇第十八章)而して亞弗利加教會の熱烈なる雄辯家テルトリアン(Tertullian)は叫びて曰く、「罪人が由て以て從來盲昧の罪惡を淨められて永生を獲べき自由の身とせらるゝ水の聖奠は嗚呼如何に大福祥なる者ぞや」と(聖洗論第一章)。

加施アレキサンドリアに於ける有名の神學に巨擘たる聖クレメントは、第三世紀の初に立て、主張すらく、我が大師傅(則ち基督)は塵土を以て人を造り、水を以て之を新たに生れしめ、聖靈を以て之を長じ、聖言を以て之を教ふ」と(ペダゴジア、第一篇第二章)。

以上箇々の師父より引き來りし證言の如きは此上更に後年にまで下りて之を索むるを要せず、第四五世紀に於ける大神學者たちが懐ける



意見につきては毫も疑がふべき者ある無し、實に我等は彼の人々がアリウスの異端其他同臭味の邪説の蔓これる世の中に在て信仰の道を全たうして後世に傳へたるに感謝せずんば有る可らず(註第四十二)。偕最後に監督會議の議決を閲し來るに、斯くも聖經に於て強く證定せられ、教會に於て徧く信受せられ、教説せられたる信念が遂に信經に炳然と掲げられたるは、誠に至當の順序にして、毫しも驚ろくを要せざるなり、我は罪の赦免を得る惟一の洗禮を信ずとは、天下一統の教會の爲めに金科玉條たる信經の一部分と成り來れり、少なくとも其がカルセドンに會せる師父衆の手を離れたる以來に於て然る者とす(第二章を見よ)。

但し本問題に關しては聖書に於て直接間接に教ふる所及び古代に於て説きたる所是の如く明瞭なりと雖も、或る人々は之を信するを難んずる而已ならず、使徒相傳の正統教會より離れたる基督教徒は殆んど皆之を全く斥けんとするに因て、想ふに、聖洗の意味に關する以上の積極的陳述に加ふるに之が消極的方面を以てし、聖洗的新生に關する聖書の教義中に隱然にも公然にも、言外にも明文にも、絶て載せざる所の者の何なるかを茲に指示するは、一助たるの益なきにしも非じ。

されば第一には、基督教に所謂聖洗の教にては、決して水に魔力を附する宛がら外物が其自然の性質を以て靈性的なる結果を生じ得るが如くする者に非ず、東洋の宗教家中には、例へば今日印度教の信徒が現に爲す如くに、斯る力を水に附する者少なしとせず、然りと雖ごも此種の觀念は天啓教の原則と相容れざるを奈何ともする無し、是れ天啓教に於ては恩恵の本源及び垂賜者は即ち惟眞神の一あるのみなるに因てなりとす、公會問答にて教ふる如く、水は記號のみ、印證のみ、手段のみ、恩

惠の原因にも淵源にも非るなり、是に由て之れを觀れば、聖洗を以てする新生の賜は、一方に於ては悔改(若くは改心)の賜と明かに區別し、他方に於ては基督教的なる品德の漸成と明かに區別せずんばあるべからず。此後者の如きは聖パウロ常に之を「新たになる」の事と稱せり(例へば哥林多後書四章十六、哥羅西書三章十に於る如し、羅馬書十二章二を參看せよ)。改心とは即ち嚮に神の聖意に敵對したる人心が今や神意に適ふべく一變したるを謂ふなり。此の變化たるや或は洗禮に先だちて起る可く、或は洗禮の後に起るべき者とす。但し虚妄の宗教に人と爲りたる丁年者に於ては必ず此改心が洗禮に先だつを要す。是れ此禮式に由て其人は基督教會に入るべき者なれば也。若し先改心したるに非ざれば新生の恩恵に浴するを得ず。斯る人々は基督の體に在りてや唯是れ痼たる肢と算せらるゝ而已。主イエスの比喻を以て之を言んに、其人の

地位たるや、葡萄樹上に於ける一枯枝ならん耳。神學者は之を表して曰く、斯る場合に於ては洗禮の恩恵は中止せらるゝと、其義に云く斯の如き人は悔改せる曉にも再び洗禮を受くるには及ばず。然れども其悔改するまではキリストの拯救に實際に與かることを禁止せらるゝ。而して其人の洗禮は、其人の責任を深うするが如く、亦た其責罰をも深からしむと。

幼稚の時に洗禮を受たれども無意若くは有意に神を忘却し去りたる基督教徒に於ては、感化は洗禮の後に起る者とす。是れ變則たるや固より言ふことを俟たず。基督教徒に生れたる小兒をば須らく基督教の原則に率がひて細心に教育し、之をして其圍繞せらるゝ靈徳に適合せしむべし。即ち斯る幼童は其が道德上及び智力上の生活に自から入るの初よりして第一番に神を愛し神に順ふことを實踐せずんば有るべか

らず、然れども人性の薫染せる極めて深きや、其然らざるもの多きを奈何ともする無し、是に於てか改心或は悔改は拯救に缺くべからざるの要件とはなるなり、但し此事は決して小兒聖洗の精神と相牴牾する者に非ず、斯る小兒は實際基督教的生活の諸大特権内に入るを許されたる者なれば、若し欲したらんには、其操攬に供せられある靈力を活用し得んこと固より其處のみ。

且又聖洗に於て授る靈生の賜物たるや、決して是れ各基督教徒が其基督教徒たる美德を百方常に致々として修養しゆくべき義務を廢する者に非ず、註第四十三、否、却て是れ此義務の遂行をして幾層容易ならしめたる者と謂ふべき也、恰も自然的生命の賜物が體軀の發育を廢せず、却て之をして出來べからしむるが如き耳、要するに、各基督教徒は左に掲ぐる使徒の命令を遵奉すべき義務ある者なるや論なき也、云く――

「この世に倣ふ勿れ、爾曹神の全く且善にして悦ぶべき旨を知んが爲に心を化<sup>か</sup>て新にせよ、羅馬書十二章三、然し乍ら未信家若くは異教家とは異にして、基督教徒は安心と確信とを懷いて敢然と此難事業に努力す、是れ他なし、聖洗に由て彼は夫の天父の家に子たるに附着する諸特権を與り享くるものとなりたるが故なりとす、基督教徒の理想とする所は主キリストの圓滿なる言行なり、故に此理想に追従せんと努むるに方りてや、此世と肉と悪魔の抵抗に毎日遭遇すべきを覺悟せずんばあるべからず、然りと雖も、若し其誓に忠なるあらば、彼が其洗禮に由てキリストに在て獲<sup>か</sup>たる新らしき靈生の前には、斯る抵抗はさのみ力なからんとす。――斯の如く基督教徒は宛がら洗禮に日々の努力を無用ならしめたる者の如くに其洗禮にのみ専ら頼むことをも爲す、又基督教徒としての困難と戦かふに於てや、我は夫の復活して榮態に達した

まへるキリストに聯りて既に之が一股なりとの感を常に胸中に蓄へざるはあらず、其結果としてや、一方に於ては、彼は畏懼戰慄おそれのこぞて己が救を全うせよとの命令腓立比書二章十二を堅く服膺し、一方に於ては、聖ペテロの語に於る如く彼得前書一章三五、彼は其身が「信仰に由て神の能に護られ、已に備へある所の末の時に顯はれんとする救を得る」を信じて、活る望を懐くなり。

但し洗禮は人々が聖靈に由て復活のキリストの生命に聯ならしめらるゝ所以の新生聖奠なりと云ふと雖ども、強ち生命てふ賜物は、其萬殊の形狀及び顯現に於て必ずしも領洗者にのみ限れる者ありと云ふには非ず。前章の一に於て既に説きたりし如く、聖パウロは當時の異教徒を汎論するや、彼等は、神の生命に遠ざかれり以弗所書四章十八と言ひたれども、同使徒が他處にて説きし所を按ずれば羅馬書二章十四、十五

亦異教人中にも此怖ろしき概言の適用す可らざる者ありて存するを察知すべきが如し。已に然る以上は、況んや悔改めて主イエスキリストを信じ始めたる人々に於てをや、未だ洗禮を領せざるにもせよ、おのづから其間に區別の存するある也。此の認識たるや、然なくば到底免れ難き世間の狀況の懸憺たるを幾分か緩むるの力ありと雖も、決して是れ夫の罪人が由て以て新生と赦罪の恩賜を獲べき唯一の盟訂方法は洗禮に由てキリストの體と合するに在りとの眞理と牴觸する者には非ず。上に嘗て引きたる大神學家は此眞理を亦左の沈潜反復して玩味すべき著明の辭もて説き出したるあり、云く――

「生命といふ語には必然數多の意味ありて、彼此相分別せずんば有るべからず。先づ箇人の生命あり、人類全體の生命あり、教會の生命あり、各々眞實にして、判然別異なり。人々は此等の生命を皆與り分つこと

を得べし。

キリストが人性を自ら取りて、人間の天分を全成したまひたる限りに於て之を言へば、人々各々贖なはれたる一性質を與かり分つ者と謂ふべし。

但しキリストは亦力の充ち満てる一團體の人々を特に己れに聯ならしめて、之を己れが體となすを善とし給ひ、此團體或は社會を経て聖靈に由て事を天下に成し給ふ。

此團體にキリストは復活の後生命を注入し、昇天の後五旬節を以て之に聖靈を灌ぎたまひたれば、直ぐ後に基督教の洗禮、即ち合體の聖奠茲に始めて施されたり。

此の團體は一體的生命を以て活生す、是れ單に衆箇人の一集合物には非ず。……(古代に於けるイスラエル人民の如く)是は天下の爲に或

る一大事業を有す、而して其各箇は共同生命の充ち満てる者を分有す、共同職分の責任を分擔す。

此團體は必然に外部的且歴史的なる者なり、キリストは之に合體するの禮式を外部に設立し給へり。(ガラムの監督著聖奠論)。

此等の明白較著なる文章には實に一の加ふべき者ある無し。按ずるに、新生と悔改感化との間、及び一層概汎なる意味に於ての一般ある生命と復活の基督に於て賜はる特別なる生命との間に在て、今此に論及したる所の區別にして、十分に認められあるならば、本件に關する聖經の所説を信受するに於て或る人々の感ずる如き困難たるや、十中八九は蕩然銷滅し去りて、復基督教徒の胸中には興る無らんこと、何ぞ疑がはんや。畢竟此等の困難は、他の多くの困難と均しく、一は用語に定義の缺けたるより起り、一は眞理の一端にのみ専ら着目するより起る者なり。

とす。基督教の諸眞理は固より別々に觀念するを得べし、然れども彼此相並べ視て始めて其眞義を了解し得べきが如き件々も亦少なからざる也。基督教の諸聖奠に關しては此事最も然るを見る。

最後に一言せんに、聖洗の新生の教義は即ち是れ我が祈禱書中に於て特に強く特に細かに説示せられたり、最初に出たる二篇の聖洗式文は、大いに古義に則りたる所ありと雖も、其現在の形に達したるは職として第十六世紀の英國改革派の力に由るなり、其第三たる壯年聖洗式文即ち小兒聖洗式文に類似たる者は第十七世紀に於て草せられたり。改革家は新生の教義を特別にも重んじたる者の如し、此事たるや、彼等が當時の論争に驅られて主張したる所の者——即ち神の愛と恩恵とは吾人の功を以て招致するものに非ずとの意見——と正に符應す。小兒は功を以て神の赦宥を博するに非ず、若し之を獲るとせば、是れ恩

賜に係る者ならざる可らず。されば大監督克蘭マはオクスフロードに於て審理を受る時に謂て曰く、我等(小兒を含む)は洗禮に於てキリストと合體す、而して洗禮に於るの合體は全き者なり……故に、吾人は洗禮に由てキリストに聯なる者に非ずとの説は之を我が教會内に容るべからず。

是を以て聖洗式文公會問答及び信徒按手式文には、眞理の此方面を殊に強く説けり(註第四十四)壯年聖洗式文の初に於て會師は會衆に勸めて言らく、父なる神が領洗者に、その固有固有ぬものを予へ、水と聖靈との洗禮をさづけ、キリストの聖公會に入れ、その活たる肢と爲したまはんとをイエスキリストに由て禱るべしと(註第四十五)而して聖洗の儀式をはるや、會師は會衆にむかひて全能の神に感謝せんことを勸めて曰く、此の人々は既に新たに生れて、キリストの公會の體に接れたれば也。

と註第四十六。公會問答に於ては各子女をして言はしむらく、我は領洗に由りて、キリストの肢となり、神の子となり、天國を嗣ぐ者となれりと。且又信徒按手式に於てや、監督は其按手せんとする人々の爲に祈りて曰く、主は既に水と聖靈を以て此僕婢らを新に生れしめ、其凡ての罪を赦し給へりと。

此等の文辭には毫も曖昧なる處あるを見ず、然り實に全祈禱書の教示する所は悉く此眞理に基ゐすと謂て可なる也。其中に載たる式文たるや、神の家庭に未だ入れられざる人々の到底口にする能はざるが如き言語文字を以て綴り成したり。但し聖書を綿密に究むる人々は誰も基督教會の精神に依るや、新生は一身の信仰。(Personal Religion) と相通する稱なりとは主張するを得ず、況んや新生を以て一身の信仰に代ることを得るとなすに於てをや。されば之を聖洗式文其物に徴するも、先づ

洗禮志願者が、主の怒を免かれ、キリストの公會なる方舟に入しめられんことを祈りて後、忽ち進んで彼等一身の爲に同じく切に禱りて曰く、「願はくは信仰を堅くし、希望を懷き、愛を深くして此世の激浪を逾え、終に終始なき生命の岸に到ることを得させ給へ」と。又會師は領洗者の新たに生れたることを説き了るや、直ちに轉じて左の件々を彼等に憶念せしむることを命せらる、云く、抑も洗禮は救主キリストの模範に循がひ之に酷肖べきことを示す者なり、然ればキリスト我等の爲に死て復たがり給ひし如く、洗禮を領たる者も罪に死に、義に復活たがり、常に悪慾を滅し、日々ますます徳に進み、神に忠實を盡くすべし」と。されば先に引きて掲げたる語が聖洗に於けるの新生を信する基督教會の信念の斷々乎たるを明らかにすると均しく、今此に引きたる語輒ち亦同じく明瞭に教會の所信を表出して曰く、大人の竟に救はるゝは、其初に於てキリス

トの體に合體したるにのみ是れ倚る者に非ず、又其蒙むれる恩恵に恒に止まりて失墜せず、益々進んで之を善用するに倚るなりと(註第四十七) 聖經の此教義たるや、誤解と誇張とを兩つながら去りて、之を我等の中に固く信持し、盛んに唱道するは、大に願はしき事なりとす、其之を唱ふるや勿論他の群真理と離して孤立的に唱ふべきに非ず、全く彼の「聖徒が」一たび傳へられし信仰の道の一部分として之を唱ふべき耳、意ふに、斯の如くに善く割合して真理を闡明することは、一方に於ては基督教生活の莊重且健全なるを愈々深く感せしむるに至るべく、既得の恩恵より失墜するの恐るべきを愈々強く曉らしむるに至るべく、又他方に於ては、眞面目なる門徒たちをして其微力ながらも自ら信するの甚だ堅き努力及び其根據確然として決して空しからざるの希望に愈々力を加へしむるに至るべし。

## 第六章 信徒按手式

『基督が訓慰師を各信徒の内住力として垂賜せんとの御約束と使徒たちが入教者に施したる按手とは、彼此相聯なる者にして、此等兩者を結びつくる言語歴史の絲たるや極めて判然たるをこそ視れ』(註第四十八)(大監督ベンソン)。

按ずるに信徒按手式即ち舊稱堅信禮は聖洗禮の補足物たる者なり、新約聖書中に於ては此の禮式の特に使徒たちの手に設立せられたるを報する文字を見る無しと雖ども、同時に又此の禮式が基督教會を通じて勿論の事として行なはれたるを見るは争ふべからず、使徒行傳第八章十四——十七、十九章五、六、希伯來書第六章一、二等に出づ、尙註第四十九、是に由て推斷するに、是亦主が四十日間に特に使徒たちに訓示したまひ



し件々中に位する者なりけん歟(使徒行傳一章三)。

手を按するの外式は東部諸國に於てや其由て來る事極めて久し其がイスラエル人民中に於ける特殊の用法は同類なる灌油の式と均しく(出埃及記三十章三十、撒母耳前書十章一、十六章十三、列王紀略上十九章十五、十六を見よ、或る特別なる職任に神の恩助を賜はるを表するに在りき(註第五十)是故にヨシユアにつきては録して曰へらく、彼は心に智慧の充る者なり、モーセ其手をこれが上に按きたるに因りて然るなりと(申命記三十四章九)是即ち基督教會に於ける該儀式の本義を指示する者と謂ふべし。斯の如く洗禮に由て人々はキリストの肢となり、神の子と成り、天國の相續者と成るてふ教會の教は聖經に於ても、一統の相傳説に於ても均しく之を贊助する者ありて存す。但し人々が斯く入るを許されたる尊く且つ靈なる特權等は、亦是れ彼等自身の爲のみにし

て在る者に非ず(註第五十二)基督教會に於てや、何時も特權は必ず義務を擔ふ者なり。基督に於ける生命の恩賜は亦是れ神にむかひて禮拜をなすの義務と人にむかひて慈善を行なふの義務を課す、而して此事たるや獨り特別の聖職に任せられたる人々に於て然るのみに非ず、一切の信徒に於て齊しく然る者なりとす。使徒たちの用ひたるの語を以て之を言へば、一切の信徒は皆祭司たり、神の各様の恵を司ざる家宰たり、皆其賜はる所の恩に藉りて各々賜を異にすと云ふ(彼得前書二章五、九、四章十、十一、羅馬書十二章六以下を見よ、參觀哥林多前書十二章七、十二)此等の職分を盡さしむるやう基督教徒を誘掖するは、是れ聖靈なる神の恩職たること、亦是れ各信徒を扶けてキリストの體に之を接木するに於けるが如し、而して此目的の爲に特に設備せられたる儀式は是れ即ち信徒按手(堅信式)なりとす。

聖靈を賜ふとの事は是れ晩餐室内に於ける最後の講話の大談柄にてありき。此等講話上に出たる約束に在てや、我が主必ず第一復活日の晩に於て使徒等に先づ聖靈を與へんとする事と、次に五旬節の日に於て博く聖靈を賜はんとする事を兩ながら指して宣ひしならんと善く信じ得べしと雖も、亦主が此等の講話中にて聖靈を謂ふに屢々用ひたまひし語、即ち眞理の靈、聖約翰十四章十七、同十五章廿六、同十六章十三及び訓慰師、聖約翰十四章十六、廿六、又十五章廿六、及十六章七の二語を按ふれば、特別にも五旬節の降注を指して宣ひし者なりと恐察せらるる也。

是等二降注の區別につきては、監督ウエストコット師聖約翰福音書二十章二十二に於て、汝等聖靈を受けよと云ふ句に注して、曰く、否な釋ろ（定冠詞の缺けたるを表出する爲に）是れ聖靈の一附與とまうすべし、

即ち復活したまへるキリストの御自身より出る新生命の力はなり。人間の此新生命が基督より附與されて弟子たちに現前したる事は即ち是れ聖靈が五旬節の日に降るに缺く可らざる要態なりき。主が彼等に昇あがへたまひし靈は即ち主の靈なり、或は是れ聖靈が基督に住する者としても謂つべし。基督は此を以て先づ彼等を活生し然る後訓慰師を彼等に遣はして、彼等と與に在らしめ、彼等をして其種々の職掌を盡さしむべき力を悉く給與したまはんとす。復活の時に於ける降注と五旬節の際に於ける降注との關係は故に是れ活生すると附與するとの關係なりと謂ふべし。一は復活の力に當り、一は昇天の力に當る云々。昇天の後より五旬節の前に至る迄の間に於て弟子たちは復活の主、不見の主を十分に信するの域に早くも達しぬ。然れども彼等をして基督教的生活の職分を盡さしむるに必須なる、殊に基督教社會を天下萬國に擴むる

の業を擔はしむるに必須なるが如き天の賜物は未だ附與する所と成らざりき。是を以て彼等は尙もエルサレムに留まりて禱りをれり。然るに此の必須なる賜物は終に彼等の頭上に與へられたり。五旬節の日より以往、彼等は特別に知見を附與せられて聖經中の預言の深義を洞見するを得る者と成り、勇は以て死にまで反對と戦かふを得、才は以て聽聞者を説服し感化し指導するに堪たり、略言すれば、即ち彼等は基督教的生活を實際に嚮導すると教會を天下に擴るむるに必要なる賜物を既に附與せられて優に教會を縦横する者と成りぬ。

但し復活日及び五旬節の聖靈降賜たるや、單に極初の弟子たるに限れるに非ず、聖靈廼ち教會に永く住し、普通に設定されある禮式に由て各代の新信徒に同様の賜物を附與し來るなり。神の恩恵を説くには餘りに細かき區別や狭きに過ぐる制限などを立てざるを宜しとすと雖ど

も概して之れを言へば聖洗の賜は復活日に於けるの降賜に當り、信徒按手及び任職按手の賜は五旬節に於けるの降賜に當る者なるや明白なりとす。

洗禮の恩恵は已に詳らかに之を説けり。聖職品級の恩恵は後章に於て論せんとす。然し乍ら信徒按手の恩恵は此等二者とおのづから相異なりて、全く是れキリストの體軀の諸肢に、其各自の量に准がひて、聖靈なる神の優渥なる賜物を授くるに在るなり。此賜物たるや、是れ我が主キリストの人性に其受洗以來圓滿に宿りし者なりし（聖路加第三章二十一、二十二、四章十八、以賽亞書十一章一——三）特に七十士譯本を參看せよ（尙註第五十二）。

信徒按手の儀式たるや、——其之を行ふ様子にこそ頗る異同はありたれ、——基督教會の各大支派に於ては孰れにても未だ曾て廢弛せられ

ざりし也。

極めて古き時よりして按手式は東部教會にても灌油の式と相並びて行はれたりき。此灌油式てふ甚だ意味深き儀式が我等の中に廢れりしは蓋し遺憾の事たらん歟。但し此も亦聖書の中に明文の觀るべき者なきや掩ふべからず(註第五十三)。希臘教會(露西亞教會)にては灌油の中に按手をも含むと考がふる者に似たり。別に司式者に於て手を按ずるの事あるを見ざれば也。該教會に於てや亦司祭は主教の聖成したる油を以て該儀式を自ら執行することを許さる(註第五十四)之に反して拉甸教會にては各志願者に一々按手することはせず。迫害に遭ふの覺悟を表する者として軽く頬を批ち、監督は按手堅信せらるべき全志願者一同の上にて手を差伸て祝福を祈るを法とす。本儀式の表號上に斯る變更を來せしは聖經に根柢せる式法の深義を幾分か失なへる者として惜

ますんば有べからず。

且又昔に在てや信徒按手式は洗禮の隨伴物として同時に施されたりし事、今も尙ほ正統東部教會にて大人若くは小兒の場合に行なふが如く、又我が教會にて時に大人の場合に行なふが如く然り。西部教會にては段々に此等二禮式を相分つ事となり、小兒の場合に於ては、固より洗禮は極幼稚の時に施こしたれども、按手は分別の齡に至りて始めて之を施こせり。此は是れ世と處とに依りて習慣の種々に變り得べき點なりけらし。我が主イエスキリストが自ら小兒に手を按きたまひしを見れば小兒按手(小兒堅信)は決して無効となすべき者に非ず(聖馬太十九章十三)。然れども又分別の齡に達せる者に、——即ち罪に陥るの危険に際し始むる年齢に達し「エドワード第六世の初刊祈禱書中に於ける信徒按手式序」實際生活の職分に自ら進んで與からんとする者に、——該

式を施すには殊に恰當なる觀ありて存す。猶太人が其の兒の十二歳になれる時を以て之を聖殿に始めて携さへたるは、本件に於いて西部教會の爲す所を多少賛證する者に似たり。兎に角新約聖書中に載たる事例を按ずるに、此等二禮式の間にも多少の時日を隔つるあるは明らかにして、是亦察せざる可らず。

日本聖公會の此儀式は聖書の指教に基づく者なれば各信徒は、其聖洗に於て已に分享するに至れる福德と異にして、特に本禮式に附着する福德を茲に享受す。

我が祈禱書にては本式を稱して「信徒按手式」と云ふ(註第五十五)而して是は、昔時に一般の習慣たりし如く、單に監督の行ふべき者とす。本儀式の重なる特色は至極簡短に之を説示すべし。此禮式の本意は志願者の爲めに監督に按手を請ふに用ふる其最古の式辭を以て之を説き出し、

然る後使徒行傳第八章に見えたる之が極初の執行記事を朗讀し、之を結ぶに左の一句を以てす、曰く、手を彼等の上に按ければ彼等聖靈を受けたり。是に於て監督は志願者に向ひて其聖洗の際に誓ひたる所に順がふべき責任を負へるを公然と認識せんことを要む。此の誓約重修たるや信徒の按手式に必伴の部分には非ざれども(註第五十六)最も信徒の徳を建つるに適せる嚴肅の行事なりと謂べし、而して又祈禱書中に之が載られたる前後の關係を按ずれば、凡て按手に由て靈の利益を收め得べき者は唯是れ聖パウロの説ける如く、主に「屬し且事ふる」(使徒行傳二十七章二十三)者に限るとの事を志願者の心裏に銘刻するに頗る便なるを覺ゆ。

然る後堅信其物を行ひ、先づ大體は上古より由來せる文字を以て成立てる一特禱(註第五十七)を唱へ、次で手を志願者に按ず、其特禱中に於て

監督は各志願者の其己に更生して、罪の赦宥を洗禮にて獲たる者として之が爲に聖靈なる神の七重の賜物を祈る、而して手を按する間には（註第五十八）被按手者が永く忠實に主に事へて、靈の生活に日々進歩せんことを禱る。斯くて本式は適當の祈禱と監督の祝福を以つて終を告ぐ。

是に由て之を觀れば、我が教會に於ける本儀式は是れ按手の外式に加ふるに衷心よりの祈禱を以てしたる者にして、正に是れ新約聖書中に吾人が發見する所に係る、是れ即ち本式をして有效ならしむるに缺くべからざる要素なりとす、されば本式を維持し、且其隨伴する祈禱の精神を勵行するに於て、日本聖公會は聖書と古代教會との指導に嚴密に率由し依循する者なる耳。

## 第七章 聖餐式

『爾曹われを離るゝ時は何事をも爲す能はず。』（聖約翰十五章五節）

『眞箇の犠牲（獻祭）とは即ち是れ吾人が聖潔なる交通を以て神に連なるを得るやう務め行ふ所の各行爲をこそは謂ふ者なれ。』（聖アウガスチン「神の都城」第十篇第六章）

聖洗と聖餐との兩聖餐は俱に教會員の衷に於けるキリストの生命てふ神聖なる奧義に屬する者として、親密に相連なる所ありとす。然し乍ら此等兩者が此の奧義に對する關係たるや相同じからざる者ありて存す。英國の大神學者フーカの語を以て之を言はん（註第五十九）——聖餐に由て吾人が獲る所の恩恵たるや其用は生命を新に肇むるに非ず、既に獲たる所の生命を續くるに在りとす。是故に誰も此聖餐を洗禮

の前に受る者は有らず、如何となれば死物は凡て營養を受くるに堪へざれば也。凡そ成長する者は必ず先づ生命を有せざる可らず。……倍生命は萬人に其の目的として與へんとせらるゝ者なるが故に、凡そ洗禮に由て基礎をすゑて、新しき生命を開き始めたる者は、其己の衷に於ける生命の存続する爲に規定されたる營養の食物を茲に得たる者と謂ふべし。(フリーカ著、教會政治論第五編を見よ)。

聖餐の設立が新約聖書の短文中に四回ほども掲げ出されたるを見れば、此事實其れ自身にても是れ本質が聖記者たちの眼中にて大いに重要視せられたるを證すと謂はざる可らず(聖馬太廿六章廿六——廿九、聖馬可十四章廿二——廿五、聖路加廿二章十九、廿、哥林多前書十一章廿三——廿五を見よ)。本記事中には些少の異同は無きに非らず、而して此異同たるや其本原なるアラメイク語(新希百來語)を希臘語に翻譯する

より幾分は起れりし者なるや蓋し疑を容れず。最も細かにして而も殆んど同一なるは即ち聖パウロの記事と、其同遊行者たる聖ルカの記事なりとす。今日一般に採る所となりたるを按じて該使徒の辭を其儘に出せば左の如し。

「我なんぢらに傳へし事は主より授けられたるなり、即ち主イエス賣るゝ夜パンを取り、祝して之を擘き、言けるは、此は爾曹の爲にする我が體なり、如此おこなひて我を憶えよ。晩飯をはりて後また同く杯をとりて言たまはく、此杯は我が血をもて立る所の新約なり、如此おこなひて飲ぶに、我を憶えよ。」

想ふに、此記事と相連なりては先づ左の事を參考するを益ありとす、即ち我が主の此等の言語及び此等の行爲は弟子たちの心中にて如何なる思想及び聯想を惹起したるぞやと云ふ是なり、此は爾曹の爲にす

る我が體なりとの句は、確かに是れ弟子たちの胸中にありてや其前に横たはれる逾越の羔羊と相連なりて聞えしなるべし。逾越節パスカルのイースターと云ふは猶太教會の特有たる禮式にして、律法の未だ垂賜されざる前に已に設立せられたる者なりき。此の禮式たるや猶太教會に後年に及びて出で來し種々なる犠牲獻祭法を、其中に包括綜合する者にして、イスラエル人が神の選民として其運命(天職)を由て以て全たうすべき契約の基礎を年々に尋ぎ且新たにせる者なりき。逾越節につきてはエデルスハイム氏著の「メツシアイエスの言行及び時世」第二冊四百九十二頁を見よ。されば使徒たちは主が、此は爾曹の爲にする我が體なりと斯く宣へるを聞くや、其時に於ては如何に不完全に之を領會したるにもせよ、必ずや主が其教會の食ふて活いくべき眞正の逾越羔たるを以て自ら任じ、今より後其弟子たちに然か認められんことを要求したまへる者と領會

したるならん、否な領會せざるを得ざりし也。哥林多前書五章七を參觀せよ。

然し乍ら、此は我が血を以てする新約なりとの辭は、之を聞ける弟子たちをして自から二重に思ひ當る所あらしめたるならんも知るべからず。先づ眼前の關係より察し來れば、此の辭は逾越羔の血に縁ある者と考がへられたらんか、是此血は摩西モーゼの律法に循がひて此日の午後を以て聖殿内の祭壇上に獻げられたれば也。但し弟子たちにして此辭の形を細かに考がへ來るや、縦や其時ならずとも、後日に於ては、——自から彼等の心を驅て、イスラエルの歴史上に於ける今一つの大現象に思ひ至らしめたらんも亦知るべからず。西乃山シナイに於ける律法の授與は是れ出埃及に次ぎて重要な件にして、其之れ有るや直ちに嚴肅極まる空前の大犠牲は獻げられしこと、出埃及記二十四章四——八に炳然たる



が如し、其文に云く、――

「モーセ……朝夙に興いで、山の麓に壇を築き、イスラエルの十二の支派に随ひて十二の柱を建て、而してイスラエルの子孫の中の少き人等を遣はして主に燔祭を獻げしめ、牛をもて酬恩祭を供へしむ。モーセ時に其血の半をとりて鉢に入れ、又その血の半を壇の上に灌げり、而して契約の書をとりて民に誦きかせたるに、彼ら應へて言ふ、主の宣ふ所は皆われら之を爲して遵ふべしと。モーセすなはち其血をとりて民に灑ぎて言ふ、是すなはち主が此諸の言につきて汝と結びたまへる契約の血なりと。」

此の文句はイスラエル人が皆必ず熟知しむる所なるべし、弟子たちも皆幼少の時よりして斯る辭には習ひをりしなれば、今斯、此は契約の我血なり」と云ふが如き馬太と馬可、若くは、此は我血を以てする新約な

り」と云ふが如き路加と保羅辭を耳にするや、必ず此の權威ある言語を以て彼等は彼の昔しホレブ山に大立法家モーセが宣べたる言語と思ひ合はせしなるべく、而して彼等は主イエスキリストが己れの血を以て彼等および他の人々の爲にモーセの契約に代るべき新らしき契約（新約）を立てたまはんとすと曉りしなるべし、然のみならず、主イエスの此等の言語および舉止は亦是れ此外にも載て律法中に煥然たる他の件々又は制度をユダヤ人の胸中に想起せしめたるなるべし、例へばマナの如き、供前の麵包（大御前の麩餅）の如き、素祭の如き即ち是なりとす、素祭につきては、亦是そが屢々伴ふに灌酒の奠（灌祭）を以てしたる者なるも記憶せずんば有るべからず（出埃及二十九章四十、民數紀略十五章九、十）彼等は亦認めたるならん、主キリストは其新約の恒例を制定するに方りて最早生物の痛ましき犠牲を要めたまはず、其新約の總精神に

善くも適ひて、今や律法内の諸獻祭法中より單に天産果實(人類自身の勤勞を以て其日用の食に供せらるべき者)を以てする祭物のみを其表號として採用したまへりと。

本奠設立の際に幸ひに列するを得たる弟子たちの胸中には定めて斯る思想が遠景然として彷彿に起りをりしならん、但し是と同時にまた弟子たちは今より一年前に主が五千人に食を給するの奇蹟をあらはしたる際に説きたまひたりし言を想ひ起し來りしなるべし。彼の講話にて彼等が聽きし言たるや、進めば進むほど愈々奇異と難解の度を深め來りし者にして、終には——「我が肉を食ひ我が血を飲む者は我に居り、我かれに居る」と云ふ(聖約翰六章五十六)——不可思議の垂約に至りて其絶頂に達したり(註第六十)而して今茲に彼等は——「食へ、飲めよ、是れ我が肉なり、是れ我が血なり」といふ——奇しき言を耳にしたれば、

必ずや心に感せしならん、本元の約束には如何に幾層廣き應用の籠れるあらんも、兎に角今や主は一箇の禮式を設立しつゝありて、其が大目的たるや、我等をして嘗て話したまひし靈なる賜物(靈賜)を獲せしむるに在りと。

偕聖餐といふが如き禮式の爲め、又之が設立に際して用ひられたる如き言語を弟子衆に十分領會せしむる爲め、先づ斯く猶太宗教内に於て、及び又主基督の従前の教誨中に於て、それぞれ準備の成されありたることは、之を記憶するを以て極めて緊要の事なりとす。此事を心に藏して、我等は更に一步を進め、此の聖奠禮の眞義及び目的は果して那邊に在るかを稍委しく講究せんと欲す。本禮式に二重の意味あることは該記事の表面に顯然たるあり。第一には是れ信徒が其主と愈々親密に相連なり、且其主に在て亦信徒彼此互に深く相結び、由て以て箇々に養な

はれ、箇々に勤めらるゝ所以の方法なりとす。第二には是れ教會が全體  
舉りて紀念を表するの舉たるなり。此等二様の趣意たるや、親密に相連  
なる者なりとは雖ども、亦是れ別々に考究するを得べし。

第一、惟みるに、合體交親の思想たるや、我が肉を食ひ、我が血を飲めと主  
が當時宜ひし言葉ほど之を善く表出する者は他に決して有り得べく  
もあらず。斯の如き言語は以前の宗師には誰の胸裏にも未だ嘗て浮ば  
ざりし者にして、其理由たるや全く他に誰も其弟子に對して彼が如き  
關係を有すと主張したる者なきに因らざるばあらず。然るに主イエス  
は、言が肉體と成りたる者とし、また第二のアダムとしてや、其の教會に  
對すること全く第一のアダムが人類に對する如く、其關係に於て相均  
しき者ありて存す。否な單に是に止まらず、主イエスは是れ其新創造に  
係る子女に賦與する新らしき且一層貴き生命に源たる而已に非ず、亦

是れ該生命の爲に根本たる者にていませり。故に曰く、ことば肉體と成  
て我等の中に宿れり、……我等みな彼に充滿たる其中より受て恩寵に  
恩寵を加へらるゝ(聖約翰一章十四、十六)。聖餐の賜物が由て存するは基  
督が其教會に對し又各信徒に對して合體的關係を保ちたまふに在る  
者とす。加之、主基督は聖餐の禮式を設けたまへる時に於てや、今將に苦  
死に入んとして有りき。僅少の時刻を過ごすや、基督の血は天下の生命  
の爲に流されんとす。されば基督が惟に其體に關してのみならず、又其  
血に關して、俱に此聖餐を設立したまひ(註第六十二)且後者に加ふるに  
特に赦罪の約を以てしたまひしは、正に是れ其十字架を歴然と眼前に  
望んでの事なりき。

斯の如く觀もて來れば、利未律法の語は其意味に一新生面を開く者な  
るを看るべし。云く、「夫れ肉の生命は血にあり、我汝等が之を以て汝等

の靈魂の爲に壇の上にて贖罪をなさん爲に是を汝等に與ふ、血は其中に生命のある故によりて贖罪を爲す者なればなり」(利未記十七章十一)。

斯の如き思想は吾人をして主基督の言の意味を幾分か領會することを得せしむ。即ち此思想たるや是れ吾人をして、左の眞理を了知するを得せしむる者とす。曰く、聖餐には人の子ありて眞實に必須に (real and essential) 現前す、唯其現前たるや、所謂化質的 (Material) 若くは合質的 (local) 現前ならざる而已、而して該式に於てや信徒は眞實に基督によりて養はるゝ事を得、眞實に基督の肉と血を分享する事を得るなり、是れ決して表號的若くは形容的の談に非ず、實際に眞箇に然る者なりとす。其内有の意味に於てや基督の言は萬世に涉りて均く通ず、即ち極後の聖餐に取りて極初の聖餐に於けると毫も異なる所ある無し。永遠に基督は

即ち是れ宰られたる羔羊にてまします也。此の一犠牲の功德は永世無窮にして盡期あること無し。

但し當時キリストに關して、此人いかで其肉を我等に與へて食はしむる事を得ん乎と問ひたるが如き精神をば我が主は鼓舞したまはざりしと見ゆ、是亦記憶せずんば有るべからず、而して斯る不信の發問に向ひてはキリストは一層幽微なる辭もて語りたる所の者を反復したまひし而已(聖約翰六章五十一——五十三)。唯其後に至りて、僅少なる弟子衆に向ひて、説明旁た基督は左の語を發したまひしを見る、汝等も此言に因て礙く乎、若し人の子の故の處に昇るを見ば如何、生命を與ふる者は靈なり、肉は益なし、我が汝等に曰し言は靈なり、生命なり(聖約翰六章六十一——六十三、又註第六十二)。イエスキリストは、此説明に由て永く訓を後代に垂れ給はく、當時會堂に於ける聽衆が考へたる如き、普通の

飲食はいつも靈心上に於てや何等の裨益も无き者なりと。即ち基督は諭したまはく、其語りたまひし言語たるや、正しく領會し來れば、是れ全く神の聖靈が交附する靈なる滋養物を指す者にして、此靈なる食物たるや人類の爲に極衷の生命を支持するに適する者なりと。頓て簡單に指示して曰く、我は其出で來りし不見の世界に昇らんとす、故に我が約束の成就するは、目に見るべき有形の世界に於てするに非ず、目に見るべからざる靈界に於てすべき而已と(註第六十三)。

されば聖餐中に於てや我等が説明せず措くを以て足れりとせざる可らざる者も亦多きなり、神の斯賜物の眞性質、此外部的表號が天よりの恩恵に對する關係、救主が其人性を帶て我等の中に現前したまふ様子、凡そ此等の點々は是れ天啓或は默示の光が僅かに朦朧と照す所の秘密なりとす(註第六十四)然し乍ら凡そ正しく執行し正しく受領

する聖餐に於てや、——主が聖餐設立の後直ちに語り給へる譬喩(聖約翰十五章一——五)に循がひて、——恰も葡萄の蔓枝の其幹に居る如く、我等は主に居り主は我等に居りたまふと、此事をだに知れば我等には足れりとす、況んや主基督の最後の祈に在て終極の大圓成を一層詳らかに示されたるあるに於てをや、即ち主の宣ふらくは、我彼等に居り彼等我に居り彼等をして一つに全くならしめんとすと、何ぞ其言の深妙なるぞや(聖約翰十七章二十三)。

但し神が此に施こしたまふ所の事の果して如何様なるかは、他の場合に於けると同じく、吾人が現在の能力の範圍を超越したる者なるにもせよ、其結果たる恩澤は幾層容易に之を領會することを得べし、ブーカの語を以て之を説んに、聖餐式に於て我等が神の恩恵を受くるや、其神が與へたまふ恩恵の何物なるかは、我等また恩恵に由て之を知る、即ち

我等が聖潔と徳行に進むの度は自ら之を見る、而して自ら能く其恩恵の何如なるかを判断するを得べし(教會政治論第二卷)基督の體と血を受くるに由て靈魂が強くなり爽かになるの事は寔に各人の經驗の範圍内に屬す、且又聖餐の祝福中聖パウロが哥林多人に與へたる前書中に、特に重を置きて主張したる方面も我等は同じく鄭重に考察せざるを得ず、是即ち已に洗禮を受けてキリストに在て一たる人々が聖餐を共に與かり食ふに由て益々其相互の結合の親密に成ると云ふに在るなり、我等が勞く所のパンは共にキリストの體を受くるに非ずや、パンは唯一なり、多くの我儕も又一體なり(哥林多前書十章十六、十七)然のみならず、現在に於ける靈的經驗の進歩するより推し來りて我等は亦未來の造詣に信じ至るを得べけん、即ち今斯く保持し且涵養する内裏の生命は神の日に至りてや必ず天國靈界に適する機體を賦與せらるる

に至らん、斯の如くに未來の境界を信することは、固より信仰の眼に由る者なりとは雖ども、決して是れ難信の事には非ざる也(註第六十五)此の信念たるや主基督の辭に由て直接に鼓舞せらるる者と謂はざる可らず、即ち主は宣はく、吾が肉を食ひ吾が血を飲む者は永生あり、我末日に之を甦へらすべしと(約翰第六章五十四)此言は是れ、義人の復活を以て聖餐に於ける該の靈飲靈食と相連ならしむる者なりとす、此に在ても亦吾人は秘密界に蹈いる者にして、此結果が如何なれば彼の手段(靈飲靈食)と相連なるかを悟る克はずと雖も、福音書中に縷々説示されたる神の愛と神の力の深大なるを稽ふれば、全き基督に由て形骸も精神も相併せて全人の救はれんことは、理會するに尙何ぞ難からんや、  
第二、但し第二には、聖餐の奠禮は亦是れ紀念として恒に屢々執行すべき禮式たるなり、基督は唯に、此は我體なり、此は我が血を以て立る所の

新約なり」と宣まひしのみならず、又之に加へて言ひたまはく、「我を記ん爲に此をなせ」と、寧ろ是れ「我が紀念に此を行へ」と譯すべき者歟。此の「行へ」といふ原語 ποιεω は七十士譯本に屢々用ひたる意味に循がひて、茲にては「獻げよ」と譯すべき者なりと思ふ學者も多かり、然し乍ら是れ甚だ不慥なる也。按ずるに希臘聖餐式文中に於ても、希臘師父の著書中に於ても、註第六十六、惟一の例外を措きては、此原語は斯く限りたる意味にては用ひられたるを見ざるを奈何せんや。若し聖餐設立の記事にして若し此の意味に取られたらんには、此事決して斯の如くなるべからず。されば是を汎き意味に取りて「執行せよ」と翻譯するを愈れりとす。「執行せよ」とは即ち、此禮式を行なへ、麵包を執れ、祝せよ、劈け、賦れ、受けよ」と云ふに在りとす。神がモーセを以てイスラエルに告て、逾越節の例は是のごとし、イスラエルの會衆みな之を守る(行ふ)べし」と宣ひし如く(出

埃及記十二章四十二、四十七、主基督の命囑に由て全基督教會は聖餐の奠を守る(行ふ)ことを爲すべき義務を負はしめらる。

記憶、anamnesis といふ文字(聖路加二十二章十九及哥林多前書十一章二十四、二十五に出たる名詞にして、上に紀念と譯出したる者)も亦舊約聖書中に用ひられて見ゆ、特別にも神前に執行する嚴肅なる紀念祭を云ふ處に用ひられたるを見るなり。例へば利未記第二十四章七に於てや書して曰く、淨き乳香を供前の麵包の上に置きて、之をして紀念とならしめ、主にたてまつりて火祭となすべし」と。又民數紀略十章十には記して曰く、喜樂の日には云々して喇叭を吹ならすべし、然せば、汝等の神これに由て汝等を記憶たまはん(或は是は、汝等の神の前に、汝等の爲に紀念たるべし)に作るべし。此等、兩處に於て七十士譯が用ひたる文字は即ち是れ福音の著者が聖餐設立に於ける主基督の語を録するに用ひ

たるところの者と正に同じ、且上に引たる民數紀略の文中に於て紀念 *anamnesis* と譯されたと同じき希百來語は復出埃及記十二章十四にてや逾越節を執行する日を謂ふに用ひて云く、此日は汝等に紀念たる可し、汝等の此の日を紀念て主の節期となすべしと、是と同様なる類語はまた舊約聖書中に於て祈禱者が己れを記憶したまはんことを神に願ふに用ひたるを見ること、詩篇第二十篇三、尼希米亞記十三章十四、二二、三十一、耶利米亞記十五章十五等に於けるが如し、されば、基督が聖餐式を立るに際して此紀念と云ふ語に當る新希百來語を用ひたまひたるは是則ち其弟子たちをして恒久の紀念祭を義務として神前に執行せしめんと欲したまひし者と考へざる可らず、而して此紀念祭たるや摩西律法の中に於ける幾多の別紀念祭節を一括して之に代るべき者なりし也、而して基督が其肉と血を共に食ひ共に飲めとの命令を此紀

念祭に係けたまひしを察すれば、基督が執行せよと吩咐したまひし者は單に一箇の往事を紀念せしむるに止まるに非ず、全く是れ或る眞實なる意味に於て己れが其弟子の中に現前すべき一紀念祭を永く執行せよと命じたまひし者なるや明らけし、而して基督の此現前たるや是れ本紀念祭に其眞正の意味及び功力を附する者にこそ有るなれ。

併し乍ら或る人々の説く如く、基督の本意は己れの獻身及び苦死を日に日に其教會内に再演反復すべきを教ふるに在りしとは瞬間たりとも主張すべき事に非ず、此事は惟に紀念てふ觀念と第一に相容れざる者たるのみに非ず、斯る思想たるや只是れ斷然と排斥する爲に僅かに舉説すべき者なる而已、基督今や已に復活し且榮を得たる主として臨すとは是れ新約の天地に柱石たる事實なりとす、何等の苦痛も今はもはや基督の其已に榮を得たる人性には決して近くを得べからず、又



新約聖書中には、何處を尋ぬるも、基督が今其教會の爲に行ひつゝ有る所に於て此上更に復屈辱に服すべしとは絶て明言したる無きのみならず、斯る事は微かにだも暗示されたるあるを見ざる也。偕キリストの苦難及び苦死にして若し反復さるゝ能はざる者なりとせば、是等の苦難苦死が成就し得たる贖罪も亦反復すべき者に非ず。寧ろ聖餐的紀念祭の虚ならざるべき根本眞理は主基督が「メルキゼデク」の班の如き祭司として「希百來書」五章六、六章二十等恒に其祭司職を天に行ひつゝありと云ふに存し、且教會が基督の窮なき仁愛に由て今にてすらも早や基督の已に入りたまへる處へ高めらるゝと曉るに在りと謂ふべし。寔に聖パウロは説きて曰く、「我等はキリストと偕に天の處に坐すと、是なり」(以弗所書二章六)。

我等の主が聖餐設立の際に用ひたまひし言どもも亦此と相吻合す。流す

所と譯したる原語 *ekchynomenon* の如きも、此譯語に於て顯はれたるよりは、利未法典内の預表上に於てや一層其應用に廣き所ありて存す(註第六十七)。是啻に犠牲の血が死に就に方りて流るゝを謂ふのみに非ず、また其血が壇上及び壇邊に灑かるゝを謂ふなり。是の如く亦本體(本地のキリスト)に於てや唯に主の死を謂ふのみに非ず、又其復活をも含んで謂ふなり。然のみならず、イエスは「吾が死の紀念に此を行なへ」とは宣はず、吾が紀念に此を行なへ」とは宣まへり。前の句は後の句中に包含せらる。然れども後の句を蔽ひ盡せる者に非ず。されば我等の主が實際に用ひたまひし言語は是れ吾人が聖餐に於て惟に主の死を紀念するを許さるゝのみならず、亦其復活と受榮とを紀念するを許さると信するの虚ならざるを明かにすと謂ふべし。否、加之該聖餐に於て我等は又基督が神の玉座の大御前に人性を帯びて人類の爲に恒に呈したまふ中

保の業に相與かるを得る者とも信じて迂はざるをこそ見るなれ(希百來書九章二十四)我が使徒たちが聖餐を評したる者は此の見解と全く相符合す。先づ一方に於て聖パウロが哥林多前書第十一章二十六に「爾等主の死を表して其來る時にまで及ぶ」と説けるあれば、他方にては希百來書の筆者は、福音書中なる二聖奠に根柢する所の一文(十章十九—二十二)に於て特記して云く、「是故に兄弟よ、我等イエスの血に由て其我等の爲に開きたる新らしき生路より慢なる其肉體を通り、憚らずして至聖所に入る事を得、かつ神の家を理る大なる祭司あれば、我等誠實の心と疑を懐かざる信仰を保ち、心の惡き念を灑がれ、清き水を以て身を洗はる」と(註第六十八)。

偕此意味に於てや吾等は毫も躊躇すること無くして聖餐の奠を聖公會の犠牲と稱し得べし、即ち此式に於て、我等は在天なる復活の主と相

連なりつ、基督の死てふ唯一の贖罪的犠牲を提供す、而して我等は基督に在て己を神に獻ぐるを許され、我等の無力なる紀念と祈禱を基督の大能なる中保に加ふることを允さる。吾人は實に聖餐を斯る禮式と稱するに猶豫せざる也。註第六十九、麵包と葡萄酒を獻供するの事は、信施等を獻供するの事の如く、全く此に服従する者なるのみ、而して舊約の時にも其類例を有したりき。然るに此は是れ基督教の天地に獨り限れる業なりとす。

茲に本奠設立の原録を考へ了りつ、轉じて教會の實際に於ける慣行に及び、更に進んで諸大神學者の之に對する評言に及ぶや、其研究すべき領分甚だ廣し、而して又聖餐に關してや、基督の身品及び洗禮の眞理に於けるが如く、全公會の精神の信經にも法憲にも直接に公然と發表せられたる者あるを見ざる也。其結果として、本件に關しては、基督教會内

に意見と慣行との千差萬別なる者ありて存せること、夫の全公會會議に於て處理せられたる如き件々の比に非ざるを見る。然し乍ら今日に残れる古聖餐式文を按じ、又教會師父たちの著書中に於る聖餐に關するの文を閱し來れば、古代の教會に於て此聖餐に關しても若干の大綱たる主要元素をば毫も議論なしに自然に採用し遵守したりしこと瞭然たる者なきにしも非ず。且又我輩が上に重きを置きて説き來りし二點に關しては特別にも何等の疑の挾さまるゝ無かりし者に似たり、即ち(一)には此聖餐に於て與へらるゝ靈なる賜物の虚ならざる者なる事、及び(二)には此聖餐を以て神の前に行なふ、紀念祭の眞なる者なる事是なりとす。果して然りとせば、此等兩點たるや、後年の理論臆計と異にして、吾人の採納を號令すべき特殊の權威ある者と謂ふべし。是れ此種の權威たる全く公會一統の同意共認の存する處にのみ生すべき者なるを

以てなりとす。

最初の數百年間に於て蒐集さるゝ證據固より夥しと雖も、此には只是が一小部分を掲ぐるの外なからんとす。而して又我輩は第一第二の兩世紀に其引證を限らんと欲す。使徒次代の文書たるや極めて乏しと雖ども、尙其中には左の如き文章あるを見ること一二に止まらざる也。即ち(註第七十)。

「使徒訓」(Didache)第十四章には云く、主の日に於ては、俱に集まりて麵包を擘け、其犯せる罪を告白して後に感謝せよ、然らば汝等の獻ぐる物清きを得ん、凡そ其僂侶と争ふ所ある者は、先づ相和するまでは俱に來る可らず、是れ其獻ぐる物の汚れざらん爲なり。是また實に主の宣まひし所に係る、曰く、汝等何れの處にても何れの時にても我に清き獻物をたてまつれ、我は大なる王にして、我が名は萬國の中に讚歎せらるゝ者な

ればなりと宣言ふ。  
聖イグナチウスが羅馬人に與へたる書第七章には云く、我は腐朽の食にも現世の樂にも喜ぶ所ある者にあらず、我が願ふて食ふは神の麵包即ちキリストの肉なり、我が願ふて飲むはキリストの血、即ち朽ちざるの愛なり。——又以弗所人に與へたる書第二十章には即ち基督教徒を論じて曰く、一つの麵包を擘く、此の麵包は即ち是れ長生不死の藥たり、我等をして死する無く、キリストに在て永遠に活しむる好藥餌なり。——又スムルナ人に與へたる書第七章には云く、彼等(即ち異論家の一派)は聖餐と公膳とを廢す、如何となれば彼等は聖餐が我等の主イエスキリストの肉たるを認識せざれば也。  
聖ジヤスチン護教論一章九十五頁には云く、此食は我等之を感謝祭(イウカリスト)と稱す、之に與かるを得る者は唯是れ我等の教道を正しと

信じて、罪の赦宥のため新生の洗盤に聖洗せられたる者、而してキリストの命じたまひし如く、生活する者に限る而已、如何となれば我等基督教徒は是を普通の麵包普通の飲物と認めざればなり、其故如何といふに我等の救主イエスキリストが神の御言に由て肉體と成りて、我等の拯救の爲に肉と血とを有したまひし如く、此食物も、キリストより來る御言の麟に由て祝せらるる者、其變化に由て我等が養なはるる者にし、即ち受肉降世のキリストたる者の肉なり、血なりと我等は教へらる。又トリフロとの問答にては云く、馬拉基は我等異邦人が天下の各處にて獻物をなさんとする由を預言したり(馬拉基書一章十、十二)是即ち此の感謝の麵包と爵杯(コップ)を預言し、我等が眞神の名を崇めんとする事を預言したる者なり。  
聖アイリニウスの排異端論(Contra Haereses)四篇三十二には云く、地より

出たる麵包も神の飢求を経るや、最早普通の麵包に非ず、感謝の祭物と化し、地に屬すると天に屬するとの二物より成る。斯の如く我等の體も、聖餐を受くるや、最早腐朽する者に非ず、永遠の復活を望むを得る者となるなり。——又斷篇(Fragments)には云く、此に我等は祭物をなし、聖靈を飢ぶ、是れ神が此犠牲と麵包とをキリストの體として顯彰し、凡て此の實體を興かり受くる人々をして赦罪と永生とを得せしめ給はんためなり。

是等の語たるや聖餐を辯證せんとする議論の書中に出たるに非ず、他の件々を重に論ずる所の書中に傍ら出たる者なれば、殊に以て著明なる者なりとす。此等の言説は亦左の事實を證明する者と謂つて可なり、曰く、使徒たちより口づから教へられたる世代に在ては、諸聖奠が單に若干の表號シンボルに陥りたる如き——如何に意味深長なるにも

せよ單に表號たる者に陥りたるが如き——基督教は絶て行なはれをらざりし也と、換言すれば即ち基督教の聖奠はすべて然か一片の表號には約し去られざりしなり。偕又此等の語と相連なりては特に古代の諸大聖餐式文の所説を研究するを要す。勿論古聖餐式文中には、其今日に傳はれるまゝにては、最も古き時代に溯り得べき者なしと雖ども、其相互に一致する大體の結構及び教義に至りては即ち使徒たちの認許を得たりし者と謂はざる可らざるなり。然らすんば、此等幾多の禮拜式文が、其成れりし國々の異なるに拘はらず、其書かれたる言語の同じからざるにも拘はらず、此等の點々に於て一致する所以の者竟に説明を得ざらんとす。

斯く我等の注意をば聖餐式文中彼の二品を聖成する文を載たる中樞に限りて、之を見んに、古代の聖餐式文には一として左の件々を掲げざ

る者なし、而して其之を掲ぐるや、惟に陪餐者に垂るゝ教誨としてに非ず、又父なる神に奉る祈禱の形に於てす、——(一)には救贖の業と設立の語とを唱ふ、——(二)には祭物若くは紀念を表す、其中に於ては惟にキリストの死をのみならず、又キリストの復活および其現在の榮をも俱に神の前に舉稱す、——(三)には聖靈を禮拜者と其飲食すべき二品との上に顧び下す、是れ此等の聖品たる、キリストの體とし血として、赦罪、聖成、靈力及び永生を凡て如法に之れを與かり受る人々に與ふべしと也、註第七十二、聖ヤコブの式文中此等の禮拜部分を含める處を抄出して註に載す(註第七十二)是れ嘗てエルサレムに行なはれたる聖餐式文の希臘文代表者として世に残れる者にして、其大體は確かに最古に溯る者なりとす、アレキサンドリア、コンスタンチノープル、イスパニア、ガウル、イタリア及び其他の國々の聖餐式文中よりも亦同様の抄出を爲さん

と欲せば之を爲すこと難きに非ず、

されば聖餐式文全體としての證たるや、是れ我輩が最古諸師父の著書中より引き出し來りたる夫の結論の虚ならざるを、明らかにする者と謂ふべし、加之、上にも已に述し如く、聖餐の教義につきては全公會會議の直接決議と稱すべき者なしと雖ども、斯る決議に最も近き者はアレキサンドリアの聖シリルが語に於て之を見るを得べけん、實に夫の語たるや全公會の眞教理眞意見を表明せる者として四百三十一年に於ける以弗所の監督會議に採用せられたる也、其の語は左の如し、——「茲に尙一點の特記せざる可からざる者ありて存す、即ち先づ神の獨生子イエスキリストが肉に循がへる死を表彰し、其復活と昇天とを告白しつゝ、我等は各教會に於て血を流す無きの犠牲を執行す、斯く我等は妙義たる感謝祭に接す、而して我等すべての救主たるキリストの聖肉と

寶血とを與かり受くるに由て聖成せらるゝ也。聖シリルが唱へ、以弗所會議が採りたる斯の言説は、唯是れ該會議に於て考究しつゝありたる點に、即ちキリストに於ける兩性の合體なる者に、副從たる者にして、主たる者にはあらざりき。然れども今斯く、宛がら基督教徒間に毫も意見の異なる無き一問題を舉説する者の如く、夫の紀念の犠牲に説き及び、該紀念祭にて與へ得らるゝ賜物の眞實なる事に説き及べる如何に自然なるかは、之を認めざらんと欲するも能はざる也。註第七十三。

是に由て之を觀れば、此等の教義は本奠設立の際に於ける我が主の行爲及び言語中に含まれをるとの信念には一統教會の公認の與へられたるものたるを信せずんばならず。

終に臨んで、茲に日本聖公會は此等の眞理を幾何其信徒の面前に掲げたるかを簡單に尋ね見んと欲す。是等の點々に於て日本聖公會は、主イ

エス自身の教訓を正しく奉行するに於てや、古代の教會と及び各代の一統教會と相一致すと稱するを得べき乎。

我輩は之に答ふるに毫も躊躇するを要せず。我が公會に於ては公會問答中にて子女に教へて曰く、聖餐に於て信徒は眞箇にキリストの體と血とを靈受すと。而して又陪餐者には勸めて曰く、全能の神、天の父、其聖子我等の救主イエスキリストを與へて、我等の爲に死しめたまひし而已ならず、此の聖餐によりて靈なる糧となしたまふことを心を盡して感謝したてまつるべしと〔聖餐式預告文〕。——又勸告して曰く、我等眞實に悔い改め、活る信仰を以て此の聖奠に與からは我等靈にてキリストの肉を食ひ、その血を飲み、我等基督に居り、基督も亦我等に在さん<sup>いと</sup>と〔懺悔文前の勸告文〕。又聖別の前に我等は主の肉を食し其血を飲み無窮主に居り主我等に在すことを祈る也。我が祈禱書中なる兩聖別式文上に

於ても亦我等は主の體と血とを與り受くる者とせられんことを願ふ。而して其第二に於ては直接に聖靈の現前して、麵包と葡萄酒の兩聖物を聖別せられんことを乞ふ。既に領したるや、我等は神に感謝して曰く、「此の聖餐を正しく領けしものを聖子イエスキリストの尊き體と血の靈なる糧をもつて養ひたまふことを感謝したてまつる」と。聖餐に由て信徒の靈魂に蒙むる神の賜物の眞實なるを聖公會にて堅く信じ來れる者は、之を言ひ顯はすに於て恐らくは以上の言辭よりも強き言辭を得ること難かるべし(註第七十四)。

且又聖餐の他の方面も等閑には附せられず、惟に相當の祈禱を以て麵包と葡萄酒とを正しく聖卓上に別け備ふるのみならず、惟に本式が重に祈禱と讚美とを獻ぐるの典たるのみならず、此等緊要なれども副從たる感謝の祭の聖品の外は、又我等は特別の祈禱を以て神の前に其御

子我等の救主イエスキリストの死、復活及昇天を唱へ、本奠の設立を神の前に誦し、復活したまへる主と相合體して我等自身を神の前に合理の犠牲として獻ぐる也。此の關係に於てや、第二の聖別禱(米國聖公會の聖餐式文より採れる者)は第一の聖別禱よりも富瞻にして、幾層意味深長なる者たり、且其がキリストの死に説き及べるのみならず、又其復活と昇天とを特に擧げて説けるに於て殊に欣んで誦すべき者たるを見るなり。

忠信なる陪餐者が蒙むる利益も等しく明らかに説き出されて見ゆ。公會問答中には之を定解して曰く、是れキリストの體と血とに由て我等の靈魂を強うし且健かにする者なりと。又分餐の時に於て各陪餐者に告ぐる辭にても既に論述せし如く聖別前の祈禱と同じく當に其靈魂のみならず、身體をも靈魂をも永生の爲に守りたまはんことを祈るな



り、又我等は聖餐に於てキリストの全身と一つになると云ふに關する聖パウロの教をも忘れたるに非ず(註第七十五)即ち第二の聖別禱に於て我等は凡て此の聖餐に陪する者がキリストと一つ體とならんことを祈り、又受餐後に及びてや、我等はキリストの妙體と合體せる肢たりと印證せられたるを感謝す。

我が聖公會に於て聖餐を屢々受くるの慣例も亦以上の事實と相一致す(聖餐勸告文、病者聖餐式の規則、又下に於ける本點及び斷食、聖餐に關する註第七十六を見よ)我が聖公會の教ふる所に依れば、聖餐は稀に時々享受すべきの特權には非ず、是れ(其獲らるゝ處に於ては)男女基督教徒の爲に平常の靈食たるべき者なりとす。我が聖公會にては之を信徒の幸福に極めて缺くべからざる者と認むるが故に、新約聖書中には特別の明文なしと雖も、病者の聖餐には特に便法を規定するあり、病人

をして其體の弱きが爲に其靈食を失なふ如き憂なからしめたり。併し乍ら同時にまた左の件々は勿論十分に認識せざる可らず。曰く、我が祈禱書中に於てや此聖餐に由て神恩の我等に蒙むることの虚ならざるを強く主張し、此聖餐に於て我等は紀念の手段に由て神に近づくの定法を得ると確言すとは雖も、其精神たるや決して該聖奠よりする賜物の靈なる性質を忘れたるに非ず、又之を正しく與かり受くる人々に悔改と信徳の必要なる次第をも忘れたるに非ざる也。我等が受くる營養は物質的なる者に非ず、靈なる者なりとは、之を論すこと嘗に一回のみに非ず、即ち信徒は、自ら謹んで備へせる後、信仰を懷き、疚しからぬ良心を持ち、且神の聖旨を日々の生活に奉行せんとの正念を挾みて、神に近づかんことを勧められてある也。されば日本聖公會に於ける陪餐者は誰一人として聖餐を一種の禁厭まつこぼと見做し、我が行の神前に如何な

るには關係なしに惟之に由て以て救はるゝを得と思ふが如き謬見に陥いる者あるべくもあらず。

されば我が聖餐式を全體として見來るや、是れ本聖奠に關係する新約聖書の教を充分に代表し顯彰する者にして、且其式法たるや本件に關して未だ夫の爾來教會に風波を激成したる争論の毫も起らざりし以前に世に出たる大師父たち及び大禮典家たちの精神と相符合すと謂ふべし。而して我等は亦夫の左に右に本禮典の意味を誤解したる人々が歲月の進むにつれて段々と聖經の本義及び上古の慣例に立還らんことを宜く祈るべきなり。其時の至るまで我等は神が我が教會の聖餐式を以て無價の重寶を我等の手に託したまひしを宜く感謝すべく、神の御幫助を以て之を益々正しく且屢々行なふの決心を強くすべき爾。

## 第八章 聖公會の聖職

『我が聖公會に於ては其中に於ける大小各種の機關を鄭重にして十分の意味と效力とを之に附すと雖も、尙も其等の機關を身體とも若くは生命とも混同するが如きこと決して之れ有る無し、是れ即ち聖公會の榮耀とする特點なりとす。要するに機關は教會に非ざる也。教會は機關の爲に在るに非ず、却て機關は教會及び福音の爲に存し、福音の基督及び教會の基督の爲に存する耳』

(大監督ベンソン「活神學」第百〇三頁)

凡そ協會結社にして實地の運動實際の職務に従事する者は必然に役員を其中に有し、之が指揮の下に其業務を執行す。基督教會も亦此通則に漏るゝ者に非ず。職員有司を任定することは摩

西の立法上に於ける緊要なる一部分なりき(出埃及記十八章十三——二十六、二十八章)且又四福音書に稽ふるに、我が萬福なる救主の最第一たる目的は多分是れ其公宣教の歲月内に己れの教會を治理すべき最初の有司及び聖職員を薰陶するに在りしならんかと思はる(註第十七)。

使徒行傳の證言は勿論、其他新約聖書中に於る一層新らしき書翰典籍の證言も、確乎として疑がふ可らざる者あれば、今更茲に之れを贅するを須たじ、即ち皆悉く證言して曰く、使徒時代に於て已に牧師と信徒との別あり、上には教會を宰る治者あり、下には良心の爲に之に服従せる被治者ありきと(使徒行傳第六章三——六、十四章二十三、帖撒羅尼迦前書第五章、十二、十三、希百來書十三章十七等を觀よ)。

加之、極初より今日に至るまで、縦や如何なる誤解謬見を以てせるにも

せよ、正系的基督教會の各部分は更に言はず、周圍に分立せる諸基督教的團體中なる許多の部分までも、皆凡そ使徒相傳と信せらるる聖職をば必ず之を保存維持せんと恒に務めたりし也。

是故に本論に於てや、是だけは既に異論なき者と斷定し、敢て喋々此點を辯明することを爲さず、直ちに進んで左の若干疑問に答案を呈する所あらんと欲す。

- 一、基督教會に於ける聖職の權威の本は何ぞや。
- 二、教會聖職の特別にして且不易なる形式は、若し果して何か之れ有りとせば如何なる者ぞや。——聖職の三級は使徒たるの認許を得て成立したりしと思惟すべき理由ありや否や。
- 三、教會に聖職を奉ずる人々には神約に循がひて特別なる靈恩の賜與せらるる者ありや。

四、聖職員の特別職掌は何ぞや。

一——「聖職の權威の本は何ぞや」と云ふ第一の疑問に對して原則に於ては、惟二つの答案の與ふべき者ある而已。斯る權威は、或は傳落法(Devolution)に由て、究竟には基督自身より出で、間接には基督の委任を受たる人々より出でたりと謂ふべく、或は又基督信徒の會中より出でたりと謂ふべけん。此等二說中に於て其第一なる者は使徒相傳と稱する相續法の原則を包含し、其第二なる者は之を否定す(註第七十八)。

此等兩說を結合せんと試みたる者もありき。然れども此等兩說は其實納整相入らざる者にして、彼は此を此は彼を排斥すれば、論理上に矛盾する所なくしては、同時に之を併持することを得じ。

言ふにも及ばざる事ながら、聖職の權威を以て信徒の會中より獲たる者と爲すの説は、昔日に於て種々の分離派中に夥多の辯護者を有した

り、而して今日若し其の人々の數が減じありとせば、是れ全く新約聖書と教會歴史との研究が今や既に該説をして古代の教誨及び實行と益々相容るに難からしめたるに因る者と謂はざる可らず。

如何にも此點に於ける證據は堅固にして且皆善く相一致し、毫も其間に衝突する所あるを見ず、要するに使徒たちは是れ我が主基督が一夜を神に禱るに費やして後に自ら選びたまへりし者とす。聖路加は乃ち書して曰く、夜明てイエス弟子を呼び、その中より十二人を選びて、之を使徒と名くと(聖路加六章十三)最後の教訓中にて我が主イエスキリストは左の辭もて此の選任に説き及ぼし給へり、曰く、なんぢら我を選ばず、我れ爾らを選べり、且なんぢらをして往て實を結ばせ其實を存たしめんが爲に……我なんぢらを立てたり(聖約翰十五章十六)又聖ペテロの問に應ふるに當りてキリストは謂ゆる、時に及びて食物を給與し

めん爲に主人がその僕等の上に立たる忠義にして智き家宰なる者を説き出したまひき(聖路加十二章四十二、註第七十九)復活の夜に基督は其彼等を離れて去りたらん後に於ける彼等の事業に關して、又も判然と左の語もて更に彼等の委任を尋ぎたまへり、云く、爾曹安かれ、父の我を遣はし、如く我も爾曹を遣はさん、(聖約翰二十二章二十二)——此語たるや其極めて廣き意義にては、縦し全公會を含む者と取らるべくんも、特に是れ選抜の使徒たちに當るべき者にてありし也。

四福音書中に於ける此明文とは亦使徒行傳及其後の書翰中に於ける明文もおのづから相符合するあるを見る。即ち聖マツテアを選びたるは圖をひきてなりき、換言すれば是れ其の選否を復活せるキリストの明斷に任せし者とす、該事件に伴なへる祈禱の言は頗る意味深き者あるなり、曰く、衆人の心を識り給ふ主よ、願はくは奉事つかさどこと、使徒の職と

を得させんが爲に此二人の中孰れを選びたまひしか示し給へ、既にエダは此職を離れて其往くべき所に往たり、(使徒行傳一章二十四、二十五)次に又七人の執事もエルサレムに於ける信徒の全會より推舉したりとは雖ども、之を其職に任ずるには即ち十二使徒の禱りて之に按手するの事ありし也、(使徒行傳六章三及六)聖パウロと聖バルナバはキリキアの諸教會にて長老を選任したるありき、(同十四章二十三節、註第八十)聖パウロはエペソの長老たちに諭して曰く、爾曹みづから慎み、且ながら聖靈に立られて監督となれる其全群を慎しめ、(使徒行傳二十章二十八)該使徒はまた己れの事を書して言けらく、主はわれを職に任じて忠信なる者となし給へりと、(提摩太前書一章十二、參看哥林多後書三章六)昇天のキリストが其教會に賜へる賜物につきては又説くらく、其の賜し所は使徒あり、預言者あり、傳道者あり、牧師あり、教師あり、是れ

聖徒を全たうし服役の事を行ひキリストの體の徳を建……るまでに至りぬ」と以弗所書四章二十一、參看哥林多前書十二章二十八、テモテには、輕々しく人に接手する勿れ」と戒めたるあり。テトスには左の如く諭したるあり、云く、われ爾をクレテに留めたる故は爾をして……各邑に長老を立しめんとて也。提摩太前書五章廿二、提多一章五。

此等及び其他同様の本文を閲し來れば、使徒たちが教會の聖職を神立なる者と認め、且之を他に委任するの權を附與せられたりと自ら信じたりしや、疑を容れず、然のみならず此事たるや是れ決して使徒たちの書翰中に一見彼此衝突しつゝあるが如くにも思はるべき若干の證言を互に相輕重して得たる結果の類には非る也。實に是より外なる他の見解の如きは一も使徒たちの胸中に現前しをらざりし者と見ゆ、之れを要するに、新約聖書中に於てや聖職の所謂自發自生(註第八十一)なる

者絶て之れ有らざる也。

且又更に眼界を推擴めて聖經以外に探檢を試るに於ても、同様の證言に出あふ耳。即ち聖クレメントが哥林多人に與へたる書(凡そ紀元後九年中に左の如き文字あるを見る、(第四十二章、參看第四十三章)云く、使徒たちは、田舎にても市府にても到る處に教を説き、其初に結べる果たる人々をば、聖靈に由て之を試みて後、立て、監督となし、執事となし、以て爾後の信徒に與へたり。而して此事たるや決して使徒たちが新工夫を立て、爲したる者には非ずとす、如何となれば監督と執事とに關しては極めて古き時よりして已に特書せられたる者ありたれば也、即ち聖書には或る處に明言すらく、『我わが監督を義に立て、吾が執事を信徳に立てん』と(註第八十二)又聖イグナチウス(St. Ignatius)が以弗所人に與へたる書翰(多分紀元二年頃書きたる者)中には斯の如く説き出して曰く、凡そ人は其監督の沈黙無言

なるを見るに准じて益す之を畏るべし。誰にもせよ家眷の主長(神)が其己れの家に宰たらしめんとて遣はしたまふ者は、我等之を其遣はしたまふ主長として受容るを要す。而して此の句たるや聖イグナチウスの證。著述書中に僅かに一だけ孤立せる者には非ず、且又本問題につきて該聖師が吐露したる所の者は、——其之を書ける目的や監督の職を皇張するに非ずして、一致結合の宜く爲すべき事を主張するに在りたれば、——特に以て著しき者とす(マグチシア人に與る書第六章及びビラデルフキア人に與る書一章を參觀せよ)。換言すれば、則ち此等の句及び其他之と同様なる句中に於て聖イグナチウスは單に是れ當時に徧く行なはれたる基督教界の輿論を言ひ顯はしたる者なる而已。其後の著述家が群籍中よりは然かく引用し來る所あるを要せず。後年の師父たちは、恐らく一人も残らずに、皆聖職をば我が主自身の設立に

係る者と認め、使徒たちと其相續者に由て教會の中に永續せしめる者と信じたりしや争ふ可らざらん。例へば聖アイリニウス(S. Irenaeus)が第二世紀の末に於ける、又イウセビウス(Eusebius)が第四世紀の前半に於ける、各々當時の最も博學多識なる著述家たりしかども、彼等も亦何等の他の見解の行なはるゝをも知らざりし也(アイリニウスの排異端論及イウセビウスの教會史を見よ)。

然し乍ら、抽象的に之を論ずるや、聖職をば使徒たちを経て我が主より出たる神の設立物と見做し、而も同時にまた聖職には神の認許として永く遵奉し維持せざる可らざるが如き何等の定形も無く、又高卑の區分も無しと唱ふること、決して難きに非じ、其實を言はんに、此説たる是れ聖職は信徒の會衆より發出したりとの見解に常に伴ひて相併行する者とす、然れども此等の兩見解は論理上相聯關する者に非ざる也。

二——故に余輩は次に左の如く尋問するを要す。——「教會には果して三段の階級ありと思ふべき道理あるや、即ち果して其階級には職務の分掌ありて下級の者は上級に相當に服従すべき者なるや、又其階級は果して神の設立に係り随つて又恒久不易なるべき者なるや。」

我が主が洗禮と聖餐とを斯く斯くして守れと命じたまへるや、其辭判然として紛ふ可らざる者あり、然れども使徒たちの書翰中には聖職の何等の形をも斯の如く主が特に規定したまひしとの明文あると無しとは、直ちに許して可ならん歟。若し聖職の一形式にして神立されたりとせば、是れ我が主の書記されたる言語に直接に基づくにあらで、使徒たちの行爲と模範とに由て間接に然るを得たる者と謂ふべし。若し併し乍ら縦し間接になりとて主の一聖旨の我等に指示されたる者あらんには、凡て之れを學び知れる忠信なる弟子たちの良心には其が之を

遵奉すべき義務を課する者たるや、殆んど言ふを須ひざる也。焉んぞ直接の明文なしとして妄りに之を放棄するを得んや。

次に又争ふべき無き第二の點として茲に特記すべきは、乃ち第二世紀の半ばより第十六世紀に至る迄基督教會に於ける聖職の形狀組織は三重なる者なりしとの事實なりとす、即ち上に監督なる者(即エписコポ)ありて長老(プレズブテロ)執事(デアコノ)の輔佐する是なり。然のみならず此組織たるや亦是れ古代の神智的ノムチツク及び其他異端的諸宗派の中にも行なはれたりし者と見ゆ。

されば眞に公平の眼光を以て論争し得べき唯一の疑問は是のみ、曰く、「三重の聖職制度は果して使徒時代其物にまで溯ると信すべき證據ありや、斯の點を考ふるに當りてや吾人は聖アイリニウス及び其他彼と時を同じうせる人々が此種の點に誤りたらんとは如何にも有り得べ



からざる者と考へざるを得ず。斯件たるや哲學上の思辨工夫に關する者にも非ず、神學上の奧義妙理にも屬する者に非ず。單に是れ事實の問題たる而已。曰く、既往二百年の初に於てや教會は如何様に治理せられたりしやと、即ち是なり。當時尙若干の故老耆宿は生き残れるありて、我が主の使徒たち及び其同代人衆が言動を記憶しをりぬ。且又曾て使徒たちに親炙せる輩と相交はりたりし幾百の徒は當時尙就て問はるべくありき。既に然る以上は、第二世紀の後半に於る大學者等が第一世紀の後半に於ける教會の組織てふ如き重要な事柄につきて誤る所ありたりと信ずるは、猶是れ今日の歴史家が日本若くは英國に百年前に行なはれたりし政體の何たるを知るに惑ふと云ふが如き耳。其信ずるに難きや俱に相伯仲すと謂つべけん(註第八十三)。

今日に傳はり降れる記録を按ずるに、使徒時代に次げる二代の間、基督

教會の政體(組織)上に何等の變化ありたりと説ける文字あるを見ず、況んや何等にせよ急劇なる革新に於てをや。該時代の記録たる固より断片的なる者なりとは雖ども、何にまれ變化の起れる者ありて而も當時の文書中に何の痕迹をも留めざりしと云ふが如きは、實に不理窟の甚だしき者にして、此不條理たるや、輓近の種々なる發見後殊に其然るを見るなり。

されば我等は進んで是より確實なる證據の果して得べき者あるや否やを考究せんとす。即ち教會の三重聖職は使徒たるの認許の下に成立し、又使徒たちの手を経て基督自身の認許の下に成立したりとの信念を賛成すべき積極的なる證據は何ぞやと茲に我等は進んで考究せんとす。

第一には、教會史の最古期間基督教徒の第一代に於て、既に使徒たちは

執事の職(使徒行傳六章)を設置し、長老の職同十四章二十三節、參看同十五章六節、註第八十四)を設置したりしを我等は見る而已ならず、又主の兄弟たるエルサレムのヤコブは(自身は使徒の中には列せざりしかども)エルサレムなる教會の監督職に在りし也(使徒行傳十二章十七、十五章十三、加拉太書一章十九)同時期諸教會に於てや一般に使徒たちは聖職を執り行なひき、而して其職掌たるや幾分は特殊なる者にして、獨り使徒たちに(是等諸教會の創設者として)屬し、幾分は後年に於ける普通の監督職と同一なる者なりき。

復た基督紀元六十六年頃、聖パウロは聖テモテと聖テトスを派遣して小亞細亞とクレテとに於る諸教會を掌ごらしめ、少なくとも暫時此等諸州に於て後世の監督職と甄別すべからざる如き職掌を執り行なはしめたり(註第八十五)扱、斯く使徒等が設備したりし所の者が、特殊なり

しと想像すべき理由は絶て有ること無し。第一世紀の終句に於て一書を得たり、從來羅馬の監督聖クレメントの書と稱す。此エピスコポ(監督)なる稱が如何なる意味に於て正當の名稱たりと考がへて宜しきやは直に考ふるあらんとす。

第二世紀に下りて見るに其書翰に既に我等が論及したるある聖イグナチウスは、身自からアンテオケの監督たりしが、嘗に其書を贈れる亞細亞の諸教會に監督長老及び執事の有ることを説ける而已ならず、又著るしき言句を以て、地の極にまで定住せる諸監督と云ふに説き及ぼしぬ(以弗所人に與ふる書第三章を見よ)。然のみならず、茲に又スムルナの監督聖ポリカトプが聖イグナチウスの死後間も無くして書きたりし書牘ありて存す。最後にまた近頃發見されたりし、聖ヒツポリタスの教規(Hippolytan Canons)てふ者にも監督長老及び執事の任職式に關する

條規を載せて炳然たるあり、而して此文書が前者と同時代に作られたる者なることは殆んど疑を容れざる也(註第八十六)。

以上の證據は余輩が考證せんとしつゝある時期の全部を掩ふ者にして、考證に供すべき文書の少なき事と其等の文書が偶爾の性質を帯る者なる事とに相當の重みを附して觀來るならば、此の證據たるや是れ望み得らるゝだけ十分なる者と思惟して可ならん、但し今まで行なはれ來し聖職制は使徒たちの訓示に基むせる者なりとの議論をば、此證據のみにては未だ之を確立せしむるには足らざるあらんか。然れども此證據たるや是れ夫の第二世紀の後半に於る大學者たちが今日の我等よりは大いに豊富なる史料を有せしに拘らず、此種の歴史的事實に誤謬ありと主張する不條理の議論を非證(駁倒)するには十分に足りなん。

併し乍ら論者或は謂へらく使徒次代に於る基督教的文書中監督職の事につきて無言なる者あるは即ち今提出したる積極的證據に對して反證を供する者なりと、因て我輩は更に論歩を進むるに先だちて、簡短に此事の果して然るかを考へ見るを善しとす。

第一、使徒訓と名くる書中直接に監督職(此語の眞正の意味にて)に説き及べる者なきは、果して論者の言の如く、我等の此議論中に何等かの重みを有する者なりや否やは、公平に之を疑ひ得べけん、該書十二使徒の教訓の前半は恐らくは猶太人の手に成りし者ならん、其後半の古調なるは、此部分若くは此部分を抽出したる原本が使徒時代其物に直ちに溯るを示すと謂つべし、若し果して然りとせば、是は監督職の未だ設定せられざりし或る地方教會の狀を描寫せる者と見て可なり、其斯く監督職の未だ設定せられざりしは、其地方又は郡區にて斯る組織の發達

を容るす程に未だ十分の進歩あらざりしが故なる而已。然のみならず基督教に特色たる若干の教義にして同じく亦此に宜く説き及ぶべきに毫も説き及ばれざる者あるを見れば、益々此の見解の當れるを思はずんばあらず。

但し監督職は使徒の創設に非すと主張する人々はまた左の事を根據として其異議を申し立てんとす。曰く、聖クレメントの書翰は彼自身の名を以てに非ず、羅馬教會の名を以てコリントの教會に與へたる也。又聖イグナチウスの書翰は羅馬の監督に與へたるに非ず、羅馬の教會に與へたる也。併し乍ら此主張を支持するには、管に輓近ライトフット又はデュシェーン (Duchesne)の如き大學者が由て以て羅馬監督の相續を證定したりし其證據を排斥せざる可らざる耳ならず。又論者が只今提出したる事實の理由に決して遠く求むるに及ばざる也。此理由たる

や是則ち使徒時代に於ける教師と信徒との關係の親密なるに存せる也。當時基督教會は大概市府都會に限られてあり、田舎地方は尙も異教の行なはるゝ所なりし、各大市府には其れぞれ自身の監督エписコポスなる者ありき。是故に一切の重要事件をば普通の集會にて議すること容易なりし也。而して此等重要事件の中には姉妹教會へ艱難の日に文通するの事も確かに含まれてありつらん。然れば、吾等もし聖クレメントの書翰は其發送せらるゝ前に先づ羅馬教會の集會場裏に朗讀されたりと考がふるならば、——而して又其到達せるやコリントの會衆の前に公然と朗讀されたらんと思惟するならば、彼の間安の筆法には毫も怪しむべき者なきを見ん。

最後に、論者は又曰く、スムルナの監督ポリカールが腓立比の教會に與へたる書翰には腓立比の監督を舉説せず、故に監督職は腓立比の大

市に於てすらも彼の時までには設定せられざりし也と然れども此の場合に於てや聖ポリカール自身の書翰には腓立比教會の組織が此特殊なる種類に非ざりしを間接に證する者あるを奈何せんや即ち斯の書翰は聖イグナチウスが亞細亞の諸教會に與へたる書翰どもの謄寫と偕に遣はしたる者にてありき腓立比人實に聖イグナチウスの書牘を請ふたる者に係る然るに此等イグナチウス書翰なる者は教會の三重聖職を以て教會の一致を保つに必須なる者と爲し極力之れに重を置きて主張したる者なりしに非ずやされば此等書翰中なる所説若し之が性質其物よりして大いに腓立比人を責め且恐らくは怒らしむべき者なりしならばスムルナの監督焉んぞ之を斯く平然として腓立比の教會に贈らんや。

之を要するに以上説き來れる如くなれば我等は幾分の自信を以て論

結せんとす曰く聖アイリニウス及び彼と同時代の學者輩は其熟知せる聖職が渾然として使徒たちより出でしと主張するに於て正鵠を得たり又我が日本聖公會が其按手式(Ordo)の序中にて本件につきて説ける所も其當を得たりと。

三—今や第三番に我等は夫の神約に由りて聖職員に與へらると云ふ一種特別なる靈的恩賜なる者存すと果して信すへき理由ありや否やを考究するを要す。

按ずるに本統たる聖公會より分離せる諸基督教派は概して謂へらく、按手禮なる者は單に嚴肅なる任命式にして政治社會に於ける任官式の如く其被叙任者をして若干の職掌を盡すべき或る地位と權威とを得せしむる者のみと而して其被按手者に聖靈なる神の特別なる賜物の與へらるゝことは之を認めざらんとす此思想たるや獨り分離派に

限るに非ず、聖公會員中にも時としては然か思ふ者あらんとす。然し乍ら此見解たるや是れ公會が其昇天の主に對して有する關係を根本より誤解しをる者と謂ふも過言にあらじ。抑も教會は活る基督の體なり。此體に屬する肢としてや信徒たる者は一人として未だ嘗て特別なる任務を託せられて而も其之を盡すに十分なるが如き相應の恩恵を與へられざるは有らず。已に上に説きし如く、信徒按手式に於てや公會の各信徒は其要する恩恵を與へらるゝ者とす。是れ其召に負かざる如くに己が生活上の特別なる困難を凌ぎ、且其特別なる職分を盡すを得んが爲なるは言を俟たざる也。一般の信徒に於て已に然る以上は教會の聖職に何等の特殊なる恩恵も附着する者なしとは理論上、先天的に思議すべからざる所なりと謂ふべし。

然のみならず事實として亦決して斯の如き者に非ず、聖職の任務に

關して直接の訓諭を垂れたるは新約書中割合に僅少の部分のみ、然れども此點に於て新約聖書の説ける所は判然として誤解すべくもあらず。上に既に引きたりし如く、聖パウロは、聖靈に立られて監督となれる云云の語を以てエペソの長老を稱せり（使徒行傳二十章廿八）而して聖テモテに與へたる書翰中に於ては更に幾層判明なる言語を以て該使徒は書きけらく、預言と長老會の按手禮とに由て汝に賜ひし所の賜を忽略にすること勿れと（提摩太前書四章十四）又曰く、我爾をして我が按手に由て爾が受し神の賜を再び熾んにせんことを欲はしむ、そは神の我儕に賜へる靈は臆する靈に非ず、能と愛と謹慎の靈なれば也（提摩太後書一章六）（註第八十七）。

復此の點に於てや使徒次代の文書中に見えたる證言は新約聖書の所説と符合す。聖イグナチウスの書翰中にはスムルナの監督聖ポリカー

ブに與へたる者ありて存す、此書翰は是れ第二世紀の前半に於て聖職を奉せる一箇人に與へたる文書の唯一つ現今に存する者なりとす、而して其初に出たる文章中には實に次の句あるを見るべし。我は汝が蒙らざれある恩恵を以て汝に勸む、汝の途に勇往敢進せよ、萬人に道を説きて救はるゝを得せしめよ。肉と靈とを勵精して汝が聖職の妄ならざるを明らかにせよ。

且又ヒツポリタスの教規なる者は、此種の件に關する初代教會の精神を涵蓋せるならんと自然に期待せらるゝ者なるが、實に其中には監督長老及び執事の任職式に用ひたる祈禱文を載たるを見る。此等の祈禱中より取れる次の文章は則ち本點を決するに足るなり、曰く、嗚呼神、主イエスキリストの御父、慈悲の父、一切の慰藉の神よ、……御僕某を顧み其嘗て御獨子イエスキリストに由て聖使徒たちに與へたまひし御徳

と氣力とを之に授け給へ、實に彼等使徒たちは到る處にて御聖名の尊榮の爲に教會を建たりし也、……願はくは亦彼に監督の力を與へ、溫柔の精神を與へ、又主イエスキリストに由て罪を赦すの力を與へ給へ。同一の祈禱はまた、人名を變換したる而已にして、其儘長老の任職式にも用ひられたり、執事を職に任ずる時には其禱れること左の如し、神我主イエスキリストの御父、切に願はくは聖靈を御僕某の上に灌ぎステ、バノの如く聖旨に循ひて事へまつる人々と均しく彼を其任に堪へしめ給へ、云々。

其後の希臘按手式文にして、第三世紀に成れりしと見做るゝ者は、次の如し、曰く、全能の主、願くは聖靈を彼に授け、彼をして清き献物を獻ぐることこの權威を得せしめ給へ。註第八十八。

是より後の時代に係る式文は之を掲ぐるの必要ある無し、此等は皆――

—形式と文辭とに於ては萬殊なれども、否な禮式上の隨伴物に至りては尙更に千類萬別なれども、——任立せられんとしつゝある者の爲に聖靈を賜はらん事を乞ふの祈禱文を載る者とする。

斯の如く夫の所謂主の葡萄園に聖使者を遣はす權威をもてる人々(大綱第二十三條)が祈禱を以て按手するの事は、初よりして恒に基督の教會内に於る聖職の眞授與に必須なる者、また十分なる者と認められてありき、而して神の恩恵は、如法に求めたる時は、外部の儀式表號(按手)に必ず伴なひたる者と今まで信せられ來りぬ(註第八十九)

四—今は教會の聖職に附着する特別な職掌の何たるを考ふべき一事ありて遺れり、因て是よりは進んで此點を論せんと欲す、但し先づ此問題を考究する前に、吾人は先づ、聖職が教會を離れて別に存在する者に非ることを記憶するを要す、抑も聖職の教會に於けるや手足の身體

に於けるが如き耳、聖パウロが以弗所教會の長老たちに告げて、汝等が聖靈に立られて監督となれる全群(使徒行傳二十章廿八)云々と説きたる其言辭たるや精密にして、大いに味ありと謂ふべし(是即ち其群の内。に聖靈汝等を監督として立てたまへりと也)即ち以弗所に於ける基督敎職と及び基督信徒即ち聖職と普通信徒とは俱に均く是れキリストの一群中に屬せりと也。

さは然り乍ら、上にも論せし如く、聖公會にては又初より恒に主張しけらく、聖職は基督自身の設立したまひし者に係り、使徒たちの手を經由して使徒等の牧會職繼續者輩が傳承したる所なりと、換言すれば、使徒たちは之をキリストより授かり、更に又其牧會的後任者輩に之を傳へたる者なりとす。

此等の諸點を記憶して考一考し來れば先づ以て左の如く本問題に斷



案を下し得べけん、曰く、聖職の勤務たるや(註第九十)一方に於ては、基督  
教社會の特定機關として働くに在り、一方に於ては、復活の主、其教會の  
大牧者大祭司が恩寵を以て諸の肢員に施こし給ふ多般の役を代表す  
るに在りとす。聖職上に於る此等二種の方面は固より全くは分割する  
を得ず。然りと雖も、職務の上に於て甲の方面よりは乙の方面の著る  
しきが如き場合少なからず。例へば基督教社會の機關としてや、聖役者  
の神の大御前に其が讚美祈禱及び聖餐の供獻を執行す。而して又彼の  
目見るべからざる大牧者の代表者としてや、聖職者は迷ひ失せたる者  
を尋ね、悔悟せざる者を警しめ、信仰の堅固なる者を鼓舞し、且其大牧者  
の名を以て洗禮し、聖別す、祝福す、赦罪す、聖職を接手す。

然のみならず、夫の使徒時代よりして聖職に固有すと論定したりし三  
重の形(三段の階級)は初よりして自然に是れ其中の高級者が若干の至

要なる職掌を特配せられある者なることを明らかにす。即ち斯く初よ  
り三重の職制あることは是れ職掌に輕重の差別ある者なるを其中に  
含蓄すと謂ふべき也。但し新約聖書中なる又は使徒次代の文書中なる  
本點に關する證言は、上に段々論じ來れる緊要なる點々に關する證言  
よりは、自然に是れ微なる者とす。夫の今日に傳はれるが如き文書中に  
ありては——特別の必要あるに非ざれば——日常の務を細目にまで  
細かに記述すべき謂れ無きなり。然れば本問題に對して正當に抽出し  
得べき結論は左の如けん。云く、新約聖書中及び使徒次代の文書中に見  
えたる如き證言は、是れ其後き時代に行なはれつゝありたる物と相符  
合する若干の規則及び慣例が初より守られありたるを證定すと。但し  
或る點々に就きては、何等の直接なる證據も今は得られず。斯る點々に  
關しては、聖アウグスタンの規則を守るを善しとす。云く、凡そ一統聖公

會に於て執持する者其會議に於て規定したるに非る者却つて教會に從來存續せる者は是れ即ち使徒の權威に由て傳へ下れりと最も正當に信じ得べき者なりと宜なる哉。

是に由て之を觀れば、聖職を傳下するの權は使徒の時代以來、單に彼の監督職に任立せられたる人々にのみ獨り屬したりしと信すべき理由ありて存す。即ち教會の極初の聖職員は使徒たち自身の任立せる所となりぬ。使徒の次の代に於てや聖テモテや聖テトスの如き地位にをれる人々同様の權威を持続し且之を行用せり。聖職が單に長老のみの手に由て傳授せられたりとの證據は新約聖書中に毫も無き所なり。而してヒツポリタスの教規は善く是と符合す、云く、聖職按手の權力は長老に與へらるる者に非ずと是なり(註第九十二)。

斯の如く亦——本件に關しては新約聖書中に明文なしと雖ども——

執事も聖餐を聖成し若くは懲戒裁判を宣告することを未だ嘗て許されざりしと信すべき道理多々なりとす。

以上は是れ夫の職掌を職位に特任限定せる事の二大重要な例證なり。而して吾人は此限定たるや後年には一般普通なる者となりしと吾人は知る、又は是れ使徒たちの認許を得てありし者と吾人は信するを得べけん。此等は乃ち是れ上に余輩が陳べ來れる原則を例證するに十分なるべし。

此問題と聯關して茲に一言を要すべき事件ありて存す、該件たるや昔日に在てや酸辣なる多分の論争を惹起せし者なるが其論争たるや文字の定義を一層明らかにしたれば或は是れ避けられたることなりしならんと思はる。他なし、是即ち教會の聖職は果して正當に祭司職(priest-hood)と稱すべき者なるや否やとの疑問を謂ふなり。偕此問題につき

ては、吾人若し左の二點を回憶するならば、庶幾くは單に言語の末を争ふこと無く、直ちに事の肯綮に着眼留意することを得ん歟、

(伊) 夫の教會の元首が今天に在て保ち給ふ所の職任、及び其我等が爲に恒に働らき給ふ所の行動は、其性質に於て祭司的 (priestly) なる者たりとは、基督教徒間に何等の疑問もあらざる所なり。希百來書中に在てや再三再四キリストはメルキゼデクの班の如く永遠に祭司たりと説かれたるに非ずや、(希百來書五章六、七、六章二十、七章八、十一、十七、二十一、參照同書二章十七、三章一、四章十四)。

(呂) 基督教會の性格と事業とが祭司的なる者たるに就きても毫末の疑あること無し。聖ペテロは乃ち小亞細亞の基督教徒に書おくりて曰らく、爾曹かれに來り活る石の如く建られて靈の室となり亦潔き祭司となりイエスキリストに由て神に悦ばるゝ靈の祭物を獻ぐべしと(彼

得前書二章五) また玉座の前なる四箇の活物の歌の中にも説くらくは、  
「なんぢ曾て殺され、其血をもて諸族諸音諸民諸國の中より我儕を贖なひて神に歸せしめ、且我儕の神の爲に我儕を王となし祭司と作したまへり我等地に王たるべし」と(黙示録五章九、十、註第九十二)。

偕此等信受せられたる眞理に徴して考がふるに、基督教會の聖職は、或る眞正の意味にて、正當に祭司的なる者たること明らかなるが如し。聖職もし果して昇天のキリストを人間に代表する者ならば、必ず是れキリストの實狀を代表する者たらざる可らず、即ち是れ教會の大祭司たるキリストを代表する者ならざる可らざる也。次に又聖職若し神に接近せる會衆を代表するならば、是れ斯の社會に附着する標識及び特色(即ち祭司なる者)を代表せざらん事は到底能はじ、其之を代表しをるべき自然の數なる而已。既に之を代表しをらば、是非とも祭司的なる者

と謂はざる可らず。

勿論祭司 (priest) 及び祭司職 (priesthood) てふ語は嘗て重大なる若干の意味に用ひられたるありて其等の意味たるや基督教會の聖職に毫も當るべき者に非ず。例へば基督教會の聖職者は嘗て地上に於ける主イエスの生活に終焉を告しめたる祭司職の無比絶類なる業を其執職上に再演すべき力を有せず。此點に關しては聖餐の章に於て已に十分説ける所ありき。且又聖職の目的たるや、何等の意味に於てなりとも是れ決して神と人との間に墻壁たらんとする者に非ず。否な寧ろ其目的たるや、是れ曩に既に論せし如く、神を人々に知らしめ、且人々を神に導びかんとするにこそあれ。又教會の聖職者たるや、一方に於ては主基督を離れて別に地位若くは權力を有する者に非ず。他方に於ては基督教社會を離れて別に地位若くは權力を有する者に非ず。聖職者若し果してキ

リストを人間の前に代表する者ならば、彼聖職者に在て言ひ且働らく所の者は、直ちに是れ主キリストなりと謂はざる可らず。聖職者若し會衆を神の前に代表しつゝある者ならば、會衆中の各員は彼聖職者が一言一動に合體する者とす。之を要するに、基督教會の祭司職は代表的なる者なり。代理的なる者には非ず。

但し斯の如き用心にして若し相當に守られたにせば、眞箇に祭司的なる性質が基督教の聖職に具はれることは焉んぞ之を掩ふを得んや。聖職者はキリストを代表するに於ても教會を代表するに於ても、俱に是れ祭司の職に在て神前に仕事ふる者と正當に稱し得べきなり。勿論此名稱(祭司てふ名稱)は新約聖書中にては聖職の何れの階級にも與へてある無し。然ども此事は二箇の考を以て十分に之を説明するを得ん。(一)基督教會に於ける聖職の勤務は世界に於て全く是れ新奇の業

なりき。聖職員の職掌は單に供物を獻ぐるに在りしに非ず、(供物を獻ぐるの事は猶太教たると異教たるとに論なく凡て當時の祭司が執り行なへる主要なる職掌にてありき、亦是百方キリストの群信徒を教へ、治め、且牧するに在りし也。祭司と云ふ文字は其當時用ひられたりし處にては、此多面的なる職掌を言ひ顯すに足ざりしならん。) 此語の眼前直接なる聯想は初代の基督教徒には餘りに快からざる者にてありつらん。猶太教の教師を謂ふに用ひたる時には必然に是れ職任の世襲てふ觀念及び啞畜(牲畜)の屠宰てふ思想を含蓄せし者とす。又異教の尸祝が事に用ひたる時には、是れ基督教徒の心耳に勿論忌はしかるが如き許多の聯想を包有したるや明らけし。

然し乍ら今や既に歲月は此等の聯想及び限界を抹殺し去りたる後なれば、聖職の或る部分を然か善く言ひ顯はす者たる斯の語を用ふるを

避くべき如き強大の理由は毫も之れ無きを見る也。

以上説き來りたる所既に頗る詳かなれば、此には惟左の一事の特に感謝して指點すべき者ある而已、曰く、日本聖公會の祈禱書中に見えたる聖職の觀念は即ち新約聖書中に見えたる右の觀念なる而已、而して又我等の中に行なはれつゝある聖職の形狀及び勤務たるや全く是れ使徒たちの垂れたる模楷と同揆一轍なる者とす。

抑も我が教會の聖職たるや、(我等の知れる如く)是れ我等自身の肇めたるの者に非ず、全く是れアングリカン教會(Anglican Communion)の英派及び米派の二者より受たりし者に係る、而して英國教會は元と其聖職を西歐諸國より受け、西歐諸國は初め之を東歐諸國より之を受けたりし也。我が聖職が使徒時代の聖職に對するの此聯想は未だ嘗て斷えたる事なしと我等は信ず、因て又我が教會は其委託せられたる權力を行

用するの權を有する者とす(註第九十三)。

然のみならず、我等の中に於ては聖職は惟監督職を有する者のみ之を授く、而して其之を授くるや必ず祈禱と按手とを以てす。

我が聖職の形狀は即ち初代の聖職が使徒たちの指導と認許の下に在て占定せたりと信すべき理由を有する形狀たり、監督、長老、及執事の三重階級を有す。

且又聖職按手節特禱 (Ember Collects) 及び聖職按手式 (Ordinal) の語も俱に是等聖職級の恩徳に關する我が教會の精神が牧會書翰中に於ける聖パウロの教訓と一致なる者なることを證明するに餘りありとす。我等に取りては聖職按手は單に虛式なる者に非ず、必ずや之を受る者に與ふるに、其人の衷心が神の賜物に對して自ら閉鎖するに非ざれば、聖靈なる神の特恩を以てする也。

加之、我等の中に在て按手せられたる人々に於てや、基督教聖職の勤務中一として之を——其人々の任立されたる順序階級に循がひて——神の榮光の爲に行用するを命せられざる者は無し。我等の中に於てや、初代の公會に於ける如く、聖職按手式と信徒按手式とは、監督職に任立せられたる者獨り之を行ふ而已、而して又時に或は聖餐を聖成し、赦罪と祝福の辭を宣へ得る者も、長老の職に任せられたる人々に限る者とす。

且又我等の中に於ては、——夫の全然相異なる事情の下に在て爲し得らる、限りは、——監督聖職及び信徒の親密なる和衷協同を出來べからざる可く設備されたる者ありて存す。教會が四方に廣がれるの大なるや、其全會員の一處に集合することを得ざらざるも、總會及び地方會 (Diocesan Synod) なる者並に委員會なる者の設立あるに因て、

皆悉く代表者を出して利害共通の件々には發言することを得べし、然ると同時に又總會 (General Synod) には監督衆は必ず他と別に投票すべしとの規定あり、且地方會にては何時にても聖職と信徒とをして別々に投票せしむるを得べしとの條款ありて、大體にては聖職衆の爲に其正當の地位及び權力を保有するや明らけし(註第九十四)。

最後に一言せんに恐くは新約聖書の文句に餘りに拘泥するよりしてか、我が聖職の第二級には長老 (presbyter) ても語を専ら用ひて、祭司 (priest) ても語は更に用ひずと雖ども、其が祭司職たりとの思想は我が祈禱書中に饒かに現前して見ゆ、我が聖公會の教職が執行することを命せらるゝ儀式、其司導する禮拜、其奉行する聖餐、其宣言する赦罪及び祝福の辭(註第九十五)是皆祭司の行事なりとす、然りとて固よりキリスト若くは其教會に代たる者としてには斷じて非ず、惟是れ夫の天廷に我等の

爲に仲保たる聖主の代表者とし、又祭司たる一社會(基督教會)の代表者として、其之を奉行するある而已、是より多くをば基督の聖職者は獲んと求むるを要せず、然れども又是より少なくて其負されをる重責を盡すに足らざらんとす。

終に臨んで、我等は其斯く嗣ぎ來れる大家督を顧みれば、——即ち此書中に順次説き來れる信經、聖書、禮拜式、聖奠、聖禮式、聖公會の聖職を通觀すれば、一つの思想自然に我等が胸中に強く起らんとす、他なし、然く大なる實を我等が所有せしめられたるは、單に我等自身の爲にせる者に非ず、單に我等の利益の爲のみに非ずとの事是なりとす。

我等の周圍には眞神を識らざる無数の群衆あり、然るにキリストは我等の爲に死したまへる如く、彼等の爲にも死したまへり、而して彼等は即ち我等に與へられたる眞理と恩寵とを分つ者、與り享くる者と成る

に於て始めて死より活くるの生に達するを得べき者なれば、我等豈務めずして可ならんや。

然のみならず、聖洗に由て基督教會に入りたる人々の中にて、其多數は——自家の妄動よりするにも非ず、又其師輩の妄動よりするにも非ずと雖ども——我等が享受する重大なる特權中の或者には毫も分なき也、即ち彼等は其恩澤に浴せざる者とす。

此等の中にて或者は上代の教會に毫も知られざりし獨裁君主的擅制に服従し、本來固有ならざる幾多の迷信を執へ來りて之を基督の教に加へたり(註第九十六)。

或者は又初より綿々たる本教會と分離し了り、且教會の古聖職と相聯らざる。新聖職を設立し、同時に正統公教會に於ける信仰箇條の多分を抛擲し、最も重要な件々に於てすらも、舊來の教會習慣及び教會律法

を度外に置くに至りぬ(註第九十七)。

我等に於ては此等の事を輕視するは決して智慧の舉に非じ、此等を些末なる件の如くに論ずるも親切の業と謂ふ可らず、況んや何にまれ我等の爲す所を以て此等の謬見を是視する如く見ゆべくんば、安んぞ正しきを得んや、我等の爲す所にして若し無頓着ならば、焉んぞ其道に忠ならんや。

但し茲に又該件に對する他の一方面の存する者ありて、此反面たる均く亦一顧するを要す、即ち最近三百年間の歴史を按ずるに神の恩恵が羅馬 (Ultramontane) 教徒にも分離派にも均く蒙りたることを十分に證明すと謂はざる可らず、而して今日も決して亦是に異ならざる也、否な、嚮にも今も彼等が我等の前に好模範を立てたる其例乏しからず、我等にして之を忽諸にせば宜しからじ、我等もし之を賞美せざりしならば、



恩を知らぬ者なりけらし。

抑我が教會に於ける重なる神恩(所謂我等の靈寶)を斯く考究し來りつ、終りに臨みて己れに再び立もごるや、我等は萬善萬福の本たる神に向ひて更に幾層大いに且深き責任の感を與へられんことを乞ふを善しとす、神が我等に垂たまへる大恩寵を幾層厚く感謝するの精神、幾層潤大なる愛心、幾層眞實なる忠勤の念を鼓舞し給はらんことを神に禱らすんは有るべからず、我等の祈禱に應じて若し此等の恩寵の幸ひに賜はるあらば、我等は敢て僭妄なる譏なしに望むことを得ん——神の善しと見たまふ時いたらば、此にても他處にても我が日本聖公會は英米聖公會と共に地の暗處にて幾多の靈魂を贏け獲るに堪ふる者と算へられん、而して又我が教會其物やがて是れ復神の子民の分裂したる者どもの爲に自ら糾合點とならんも知る可らずと。

## 註

(註一) 神(即ち父と子と聖靈を信すといふと聖公會を信すといふとは、其間に區別を忘るべからず、是れ後者は聖公會てふ者の存在することを信する者なれば也、或る拉甸譯の使徒信經には此區別を明らかにす。

(註二) 神子降誕の以前又は以後に論なく、凡て直接天啓外に於て神を「揣摩」徒十七〇二十七たる人々の靈魂は如何なる境界に立てるかは、此に毫も明言する所にあらず、彼等に關しては一に神の慈悲仁愛の絶大にして吾人が思想の遠く及ばざる者なるを記憶すれば足りなん、斯の如く神を摸りたる人々をば古今の神學者共に説をなして曰く、彼等は基督教會の體には屬せざりしかども、教會の心(essence)に屬せ

しものなりと、是亦一考するを要す。

(註三) 此の眞理は羅馬教會にて忠實に維持し且つ宣説する所なり。併し乍ら彼は死者の教會を聖人と凡人との二段に分ち、説いて曰く、聖人は其數割合に僅少なれども、是れ神の眞相を見たるものなれば、此世の教會にては彼等を仲保に頼び求むるを得べし、自餘の靈魂は其軀死するや煉獄に入りて鍛煉を蒙むる者にして、其煉獄の苦熱を早く脱するには此世の教會の祈禱を要すと、是れ使徒よりの信仰に妄りに加へたる説なり。功績の寶藏なる者ありて、羅馬法王の意にしたがひて開闔せらるると説くが如きに至りては尙更に空想の甚だしきものにして、聖書の中にも教會の相傳説中にも絶えて據所なきが如く、道理上にも亦據る所とては毫もあらざる也。已に世を去りたる聖徒のために祈ることは、古代の教會に一般なりしものなるが、宜しく

彼等一同のために禱るべき也。而して其禱る形は我が聖餐式に於る如く感謝の形に於てすべし、或は又左の如く美なる祈願の形に於てすべし。——「神よ願はくは已に眠れる主の聖徒を眷りみ聖顔の豊かなる光を以て彼等を照し日に月に愈よ斷えざる望と歡喜とを彼等の上に加へ給へ」(Soudamore)。

(註四) 目に見る可らざる教會(冥教會)といふ稱呼の如きは聖經に明文あることなし、聖書の中にては凡て教會といふ文字は、或は地上に於ける外部なる顯社會を謂ふに用ひ、或は(上に説明せる意味にて)地上に於ける顯然たる戰鬥教會及び天上に於ける冥然たる安息教會を謂ふに用ふ。

(註五) 聖馬太廿八章廿、聖約翰十四章二十六、十六章十三を見よ。聖馬太十六章十八は、本關係に於て尤も屢々引援せらるゝ文なりと雖ども、

實は是れ教會が悪魔の退治に功を奏するを指して言へる者のみ、されば教會其物の堅固にして不退轉なるべき事に向ひては單に間接の關係を有する而已。

(註六) 聖パウロが「キリストの體」といふ句を全教會にも地方的基督教社會(支會)にも均しく當てたることは、此の關係に於て着目注意するを要す。以弗所書四章十六を哥林多前書十二章二十七と對照し見よ。

「發行者増註——此參看の理由は多分左の點に存せん、即ち以弗所書に於ては「全體」(“*Pan to soma*” = *all the body*)と説きて全教會を指し而して哥林多前書に於ては「汝等はキリストの體」(“*Hymeis de este soma Christou*”)と説きて該地に於ける地方的支教會を指す。

(註七) 使徒行傳第二章四十二「交際」と譯したる原語 *κοινωνία* (koinonia)

は多分、是れ特別にも財産の共有を指せる者ならん(勿論全く獨り之のみを指すに非ざるべけれども)。

(註八) “*Tais proseuchais*” 「祈禱」と和譯したる原語には斯く定冠詞を蒙らせあれば、是れ公けに行ふ祈禱を指せる者とす。此等の「祈禱」は聖殿の禮拜に用ひたる祈禱等、並に其他特に基督教的なる祈禱を含める者なるべき歟。前者は當時聖詩篇を誦するを以て其重なる特色とし、後者は必らず是れ所謂「樓」にて獻げし者ならん(使徒行傳一章十三)。

(註九) 哥林多前書十五章一節より四節までは哥林多コリントの基督教徒が用ひ慣れたる信經を指す者と思はれたり、但し疑がはしからざるにも非ず。

(註十) 是すなはち最初三世紀の間一般の信奉すべき信經として一も言語文字の同一なる者あらざりし所以、當時に行なはれたる種々の

信經が甚だ狭き範圍内に於てすらも種々に異なりし所以を説明するに足れり。授洗用語其物にして一般に保持せられたる以上は、其中に籠れる各箇の稱呼をば各教會の名望ある教師が聖書の教訓に従がひ、基督教會相傳説に循がひて解説し敷衍するに任じたり。

(註十一) 斯の如く觀きたれば、信經中にて聖公會及び其後の箇條が占る位置は隨意にせる者に非ず、又意味なき者に非ざるを知るべし。教會は唯に聖靈の特に司る領分たる而已に非ず、又信徒につきて之を言へば、教會は神聖なる社會にして、其内に在て信徒は罪の赦免を受け、聖徒の交通によりて永生の途に訓練せらる。該信經の第三項に於ける箇條の相互の關係は潛心に考究するに價す。

(註十二) 該信經中なる最後の句々は紀元後三百八十一年コンスタンチノープルの監督會議にて之に加へたる者なりとの普通の説に根

據あるものにあらず。

註十三 此説は「と子よりてふ句にも當る者と思ふべからず、此等の文字はイスバニアとガウルにてアリウスの説を防ぐ間に、十分の權も無しに加へたる者なり。正しく理會し來れば、此等の文字は一大真理を表す、然れども是れ神性は一源 (mia pēge theotēos) のみといふ根本事實を没するが如くに濫用せられ易し、此一源は即ち父なる神是なり。故に東部の正統教會にて此誤用に抵抗せしは正し。

(註十四) 聖餐式、聖洗式、公會問答、病者訪問式等を見よ。デリの監督は死に臨める一小童につきて甚だ憫れなる一話を記るせり、曰く、嘗て一小童の死なんとするや、父母親戚之に向ひて一は某讚美歌の得意なる一句を誦し、一は聖書の一節を読みしに、俱に不満足の色なりしが、本信經を読むを聞くや、安んじて眠れり。